

入札契約制度の見直しについて

本市（上下水道局を含みます。）が発注する予定価格 250 万円超の建設工事に係る入札契約制度について、令和 7 年 1 月 6 日に見直しの概要をお知らせしましたが、この度詳細がまとまりましたので、改めてお知らせします。

記

1 見直しの方向性

ダンピング受注を防止し、インフラ整備の担い手・地域の守り手である建設業者等がその役割を果たし続けるため、入札契約制度の見直しを行い、建設業の担い手確保や地域建設業等の維持、生産性向上につなげ、もって将来にわたる公共工事の品質確保・持続可能な建設業等の発展の実現に向けて取り組む。

2 見直しの具体的な内容

（１）総合評価落札方式制度改革【資料 1 を参照】

① 対象工事の見直し（低入札価格調査制度対象工事を、原則総合評価落札方式で発注）

・総合評価落札方式の案件が大幅に増加する見込みであることから、経過措置として評価項目を絞った「特別簡易型（Ⅱ型）」を新設します。

・なお、特別簡易型（Ⅱ型）は令和 7 年度から令和 11 年度まで 5 年間を目処として実施します。

注：建築部と上下水道局においては、総合評価落札方式の対象工事の中から令和 7 年度から令和 9 年度までは 5 割程度、令和 10 年度は 3 割程度、令和 11 年度は 1 割程度を特別簡易型（Ⅱ型）で発注します。

注：建設局においては、既に低入札価格調査制度対象工事全てを総合評価落札方式で発注しているため、経過措置の必要がなく特別簡易型（Ⅱ型）は導入しません。

○特別簡易型（Ⅱ型）の評価項目 ※下表①又は②のいずれかを選択

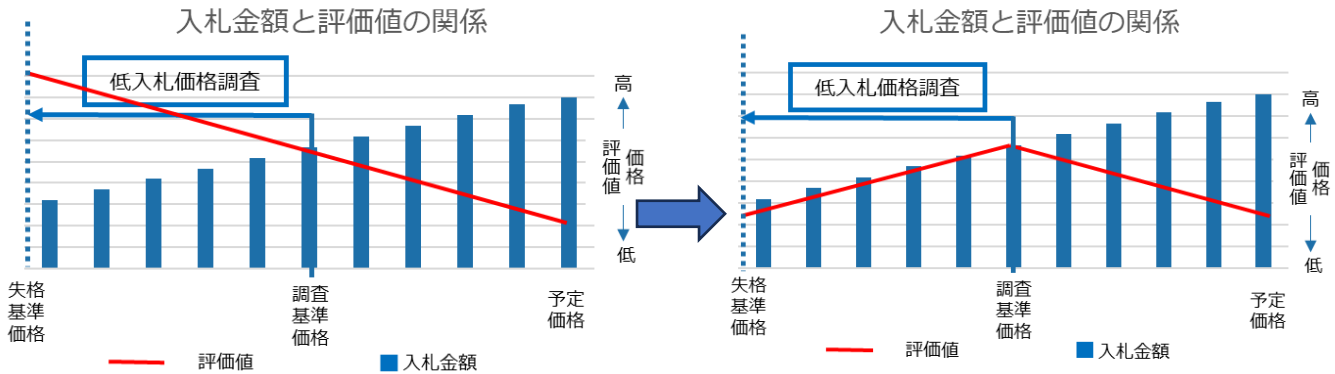
評価分類	評価項目	評価基準及び配点
企業の施工能力	工事成績評定点	過去5年間の本市発注の同一業種における工事成績評定点の平均点 65点以上 （1点） 65点未満 （0点）
	安全対策の取組	建設業労働災害防止協会への加入 加入している （1点） 加入していない （0点）
配置予定技術者の能力※	①施工経験	過去 1 5 年間の国、地方公共団体等発注の同種工事における現場代理人（有資格）、主任技術者又は監理技術者の施工経験（3, 000 万円（建築一式は 4, 000 万円）以上の工事で全期間従事した実績に限る） 1 回以上 （1 点）
	②工事成績評定点	過去5年間の配置予定技術者が従事した同一業種における工事成績評定点 65点以上 （1点） 65点未満 （0点）
地域貢献度	地理的条件	令和4年度以前から市内業者として登録 （1点）
	市内下請の活用	一次下請に占める市内業者数の割合が60%以上又は市内企業が元請で下請を使用しない （1点）
	資材の市内調達	指定資材を市内業者から調達 建築系は60%以上 （1点）

② 評価値の算出方法の改定

- ・調査基準価格未満の応札に対し評価値を漸減させる仕組みに変更します。

【変更前】

【変更後】



(2) 低入札価格調査制度改正

- ① 低入札価格調査を適用する工事費の基準額を引上げ（1.1 億円→1.5 億円）
- ② 低入札価格調査を経て契約する場合の履行確保措置を追加

【ア～エについては資料 2 を参照】

- ア 中間技術検査の追加実施
 - イ 技術者の増員
 - ウ 賃金の支払状況報告書の提出
 - エ 契約保証金の増額（10%以上→30%以上）、違約金の増額（10%→30%）
 - オ 粗雑履行があった際の入札参加停止期間の延長（3 月→4 月）
- ③ その他、低入札価格調査に係る事務フロー等の見直し・明確化【資料 2 を参照】
- ア 調査書類提出期限の明確化
 - イ 調査書類様式の見直し
 - ウ 失格となる判断基準の具体的な例示
 - エ 「調査辞退」の仕組みの導入

3 日程（予定）

令和 7 年 4 月 1 日以降の発注案件から適用

※入札契約制度については、今後も入札執行状況を検証し必要な見直しを行います。

以上

【資料 1】…各局総合評価ガイドライン

【資料 2】…堺市建設工事低入札価格調査実施要領

（問い合わせ先）

低入札価格調査制度に 関すること	総合評価落札方式に 関すること (建築系工事)	総合評価落札方式に 関すること (土木系工事)	総合評価落札方式に 関すること (上下水道局建設工事)
担当課：財政局契約部 契約課	担当課：建築都市局建築部 建築監理課	担当課：建設局土木部 土木監理課	担当課：上下水道局サービス推進部 事業サポート課
電 話：072-228-7472	電 話：072-228-7524	電 話：072-228-7416	電 話：072-250-9139

**堺市建築系工事
総合評価落札方式ガイドライン
(令和7年度版)**

目 次

1 はじめに	1
(1) 総合評価落札方式とは	1
(2) 落札者の決定方法	1
(3) 総合評価落札方式の適用対象工事	2
2 総合評価落札方式のタイプ	3
(1) 特別簡易型(Ⅰ型、Ⅱ型)	3
(2) 簡易型	3
(3) 標準型	3
(4) 高度技術提案型	3
3 各タイプにおける評価項目	5
4 基本となる配点及び評価方法	7
5 実施スケジュール	11
6 具体的なケースにおける評価基準及び加算点の設定例	13
(1) 簡易型における審査・評価	13
(2) 特別簡易型(Ⅰ型)における審査・評価	17
(3) 特別簡易型(Ⅱ型)における審査・評価	21
7 情報公開	22
(1) 入札前	22
(2) 落札者決定後	22
8 その他の基本的事項	23
(1) 中立かつ公正な審査・評価の確保	23
(2) 説明要求等の対応	23
(3) 評価内容の担保	24

【参考】地方自治法施行令及び地方自治法施行規則＜抜粋＞

1 はじめに

現在、国及び地方公共団体ともに厳しい財政状況にあり、公共投資が減少する中で企業間における価格競争が激化し、著しい低価格による入札が急増しています。これにより、粗雑工事の発生、下請業者や労働者へのしわ寄せ等による公共工事の品質の低下が懸念されています。

このような社会状況を踏まえ、平成17年4月に公共工事の品質確保を目的とした「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（品確法）が施行されました。この品確法では、公共工事の品質は「経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、確保されなければならない」とされており、この品確法の基本理念を実現する主要な取組として、総合評価落札方式の適用が示されています。

本市においても、平成19年度から総合評価落札方式を試行し、その試行結果や入札監視等委員会での様々な意見等を踏まえ、評価項目や得点配分等の検証及び見直しを行い、平成21年度から本格的に総合評価落札方式を実施しています。

本ガイドラインは、令和7年度の本市発注工事（堺市建設工事に係る建築系工事総合評価審査庁内委員会の審査対象工事に限る。）における総合評価落札方式に関する基本的事項を示すものです。

（１）総合評価落札方式とは

総合評価落札方式とは、発注者が入札参加者に施工計画や施工能力等についての技術資料の提出を求め、入札参加者の技術的能力を適切に評価し、その技術評価点と価格を総合的に評価して、落札者を決定する方式です。

この方式は、従来の価格のみによって落札者を決定する方式と異なり、価格以外の多様な要素を考慮するという点で高い技術能力等を有する入札参加者が落札者となる可能性が高くなり、工事品質の確保及び向上、企業間における技術力競争の促進、談合の防止等の効果が期待できます。

（２）落札者の決定方法

総合評価落札方式においては、入札参加者は特別簡易型の場合は「自己採点表」を提出し、簡易型の場合は「技術資料及び簡易な施工計画」を提出することとし、あらかじめ設定した評価基準に基づく点数（加算点）と標準点（100点）の合計点（技術評価点）を入札金額で除した数値（評価値）の最も高い入札参加者を落札候補者とします。（除算方式）

ただし、入札金額が低入札価格調査制度における調査基準価格を下回る場合は、以下のとおり入札金額が低いほど評価値も低くなります。

【入札金額が調査基準価格以上の場合】

技術評価点 = 標準点（100点）+ 加算点

評価値 = 技術評価点 / 入札金額 × 100,000,000

【入札金額が調査基準価格未満の場合】

技術評価点 = 標準点（100点）+ 加算点

評価値 = 技術評価点 / {調査基準価格 + (調査基準価格 - 入札価格)} × 100,000,000

※評価値は、小数点以下第4位を切捨てとします。

※標準点は100点とし、各工事に応じて簡易型では10～28点、特別簡易型（Ⅰ型）では8.5～18点、特別簡易型（Ⅱ型）では5～6点を加算点とします。

特別簡易型の場合は、落札候補者に対して、自己採点表の根拠資料である施工能力等についての技術資料の提出を求め、あらかじめ設定した評価基準に基づき評価し、審査を行います。

自己採点が過大であった場合は、当該評価項目の評価点を正しい点数に修正したものを評価点として扱います。自己採点が過少であった場合は、自己採点をそのまま評価点として扱います。

審査の結果、落札候補者の自己採点の内容が正しい場合は、その落札候補者を落札者とします。

また、自己採点の内容に誤りがあった場合で、当該誤りについて上述のとおりとした結果、順位が変動しない場合についても、その落札候補者を落札者とします。

一方、自己採点の内容に誤りがあった場合で、当該誤りについて上述のとおりとした結果、順位が変動した場合は、その落札候補者を落札者とせず、次に評価値が高い入札参加者を落札候補者として、審査を行います。

なお、自己採点表等の技術資料に虚偽記載があった場合は、入札参加停止等の措置を講じる可能性があります。

（３）総合評価落札方式の適用対象工事

本市において、総合評価落札方式の適用対象となる工事は、原則として低入札価格調査制度の対象工事とします。

これは、地方自治法施行令が最低制限価格を設定する工事での総合評価落札方式の適用を認めていないためです。また、総合評価落札方式が適切に機能するためには、低入札価格調査によりダンピング受注を排除する必要があります。

なお、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される建設工事については、総合評価落札方式の適用及び評価項目の設定については、本ガイドラインによらず、発注案件ごとに定めるものとします。

2 総合評価落札方式のタイプ

国の「地方公共団体向け総合評価実施マニュアル」では、工事の特性（規模や技術的な工夫の余地など）に応じて、特別簡易型、簡易型、標準型、高度技術提案型の4つのタイプが提示されています。

本市においては、工事の内容等を考慮して、主に特別簡易型（Ⅰ型、Ⅱ型）と簡易型のいずれかを実施します。

（１）特別簡易型（Ⅰ型、Ⅱ型）

特別簡易型は、技術的な工夫の余地が小さい一般的な工事を対象に、発注者が示す仕様に基づき、適切で確実な施工を行う能力を求める場合に適用します。

特別簡易型（Ⅰ型）では、簡易な施工計画の評価を要件とせず、「工事成績評定点、配置予定技術者の能力、ISO等の認証取得の有無、安全対策の取組及び地域貢献度・社会貢献度等」に基づいて評価される技術力と価格との総合評価を行います。

特別簡易型（Ⅱ型）では、技術評価項目を特別簡易型（Ⅰ型）よりも限定し、「工事成績評定点、配置予定技術者の能力、安全対策の取組及び地域貢献度等」のみとします。これらの項目に基づいて評価される技術力と価格との総合評価を行います。なお、特別簡易型（Ⅱ型）は、総合評価落札方式の案件が大幅に増加する見込みであることから、経過措置として令和7年度から令和11年度まで5年間を目処として実施します。

（２）簡易型

簡易型は、技術的な工夫の余地が小さい工事を対象に、発注者が示す仕様に基づき、適切で確実な施工を行う能力を求める場合に適用します。

簡易型では、簡易な施工計画、工事成績評定点、配置予定技術者の能力、ISO等の認証取得の有無、安全対策の取組及び地域貢献度・社会貢献度等に基づいて評価される技術力と価格との総合評価を行います。

（３）標準型

標準型は、技術的な工夫の余地が大きい工事を対象に、発注者が示す標準的な仕様に対し、社会的要請の高い特定の課題について施工上の工夫等の技術提案を求めることにより、民間企業の優れた技術力を活用し、公共工事の品質をより高めることを期待する場合に適用します。

標準型では、発注者が標準案に基づき算定した工事価格を予定価格とし、その範囲内で提案される施工上の工夫等の技術提案と価格との総合評価を行います。

（４）高度技術提案型

高度技術提案型は、技術的な工夫の余地が大きい工事を対象に、社会的要請の高い特定の課題について特殊な施工方法等を含む高度な技術提案を求めることにより、民間企業の優れた技術力を活

用し、公共工事の品質をより高めることを期待する場合に適用します。

高度技術提案型では、より優れた技術提案とするために、発注者と入札参加者の技術対話を通じて技術提案の改善を行うとともに、技術提案に基づき予定価格を作成した上で、技術提案と価格との総合評価を行います。

3 各タイプにおける評価項目

総合評価落札方式の評価項目については、以下の表のとおり、各タイプによって基本的な項目を定めています。

評価分類	評価項目		タイプ			
			特別簡易型		簡易型	(参考) 標準型
			I 型	II 型		
技術提案	工事ごとに3項目程度設定		×	×	×	●
簡易な施工計画 (※1)	工程管理に係わる技術的所見		×	×	●	×
	品質管理に係わる技術的所見		×	×	●	×
	施工上の課題に対する技術的所見		×	×	●	×
	安全管理に留意すべき事項		×	×	●	×
	施工上配慮すべき事項		×	×	●	×
	工程表		×	×	●	×
企業の施工能力 (※3)	工事成績評定点 (本市発注の同一業種に限る。)		●	●	●	●
	優良建設工事施工者表彰 (本市発注の同一業種に限る。)		●	×	●	●
	I S O等の認証取得 (本市契約先に限る。)		●	×	●	●
	安全対策の取組 (建設業労働災害防止協会への加入)		●	●	●	●
配置予定技術者の能力 (※3)	ず①入れ又札かは参を②加選の者扱いが	①配置予定技術者の 施工経験	●	●	●	●
		②配置予定技術者の 工事成績評定点 (本市発注の同一業種に限る。)				
地域貢献度・ 社会貢献度等 (※3)	地理的条件 (市内業者に限る。)		●	●	●	●
	障害者の雇用		●	×	●	●
	防災協定に基づく活動 (本市との防災協定の締結等)		●	×	●	●
	建設機械の保有 (市内営業所での保有に限る。)		●	×	●	●
	刑務所出所者等の雇用等		●	×	●	●
	ワーク・ライフ・バランス等 推進の取組		●	×	●	●
	若手技術者及び女性技術者の活用		●	×	●	●
	建設キャリアアップシステムの活用		●	×	●	●
	市内下請の活用		●	●	●	●
	資材の市内調達		●※2	●※2	●	●
履行義務違反 (※3)	評価内容に係る 履行義務違反		●	●	●	●

※1 工事の内容に応じて 6 つの評価項目のうち 2 項目以上設定

※2 解体工事など資材の調達がないものは除く

※3 特別簡易型（Ⅰ型、Ⅱ型）は、評価分類を自己採点の対象とする

4 基本となる配点及び評価方法

本市における簡易型と特別簡易型の評価項目（簡易な施工計画、企業の施工能力等）の基本となる配点及び評価方法については、以下の表のとおりです。

ただし、これらの配点及び評価方法は、基本となるモデルを示すものであり、工事の業種及び性質を総合的に考慮し、個々の工事の特性に応じた落札者決定基準を総合評価審査庁内委員会の審議及び学識経験者の意見聴取を経て決定します。

評価分類	評価項目	評価基準及び配点	加算点	
簡易な 施工計画	工程管理に係わる 技術的所見	工事の内容に応じて6つの評価項目のうち2項目以上を設定し、適切に配点する。 また、評価基準については、次の4段階で評価する。 ・現場条件を踏まえて考慮すべき事項が適切に記載されている。 (満点) ・概ね適切に記載されている。 (満点の半分) ・一般的な事項のみの記載となっている。 (0点) ・不適切である。(未記載を含む。) (欠格) ※欠格の場合は、当該入札に参加することができません。	10点	
	品質管理に係わる 技術的所見			
	施工上の課題に対する 技術的所見			
	安全管理に留意すべき 事項			
	施工上配慮すべき事項			
	工程表			
企業の 施工能力	工事成績評定点	過去5年間（令和2年1月1日から令和6年12月31日まで）の本市（本市上下水道局を含む。以下同じ。）発注の同一業種における工事成績評定点の平均点 ※工事実績のない場合は0点とします。 ※その他工事は、許可業種が異なっても同一業種として取扱います。 ※申請者が共同企業体である場合は、代表構成員、他の構成員ごとに工事成績評定点の平均点を算出し、当該平均点に基づく各者の加算点（工事実績のない場合は、加算点は0点）を各々の出資比率で案分し、それら加算点を合計した点を加算点とします。 ・78点以上 (3点) ・75点以上78点未満 (2点) ・72点以上75点未満 (1点) ・65点以上72点未満 (0点) ・60点以上65点未満 (-1点) ・60点未満 (-2点)	3点	18点
	優良建設工事 施工者表彰	過去2年間の本市発注の同一業種における優良建設工事施工者表彰実績 ※評価対象期間は、表彰を受けた日の同月の公告案件から2年間とする。 ※その他工事は、許可業種が異なっても同一業種として取扱います。 ※共同企業体での表彰実績を評価申請する場合、加算点は出資比率で案分します。 ※条件を満たす表彰実績1件につき、入札公告で定められた期間ごとに1回、評価申請することができます。 ただし、落札者とならなかった場合は、評価申請した案件の翌々月以降に公告する案件に、再度評価申請することができます。 ※表彰を受けた日から技術資料提出締切日までに本市の入札参加停止又は入札参加除外を受けている場合は、加算しません。 ・表彰実績がある。 (1点) ・表彰実績がない。 (0点)	1点	

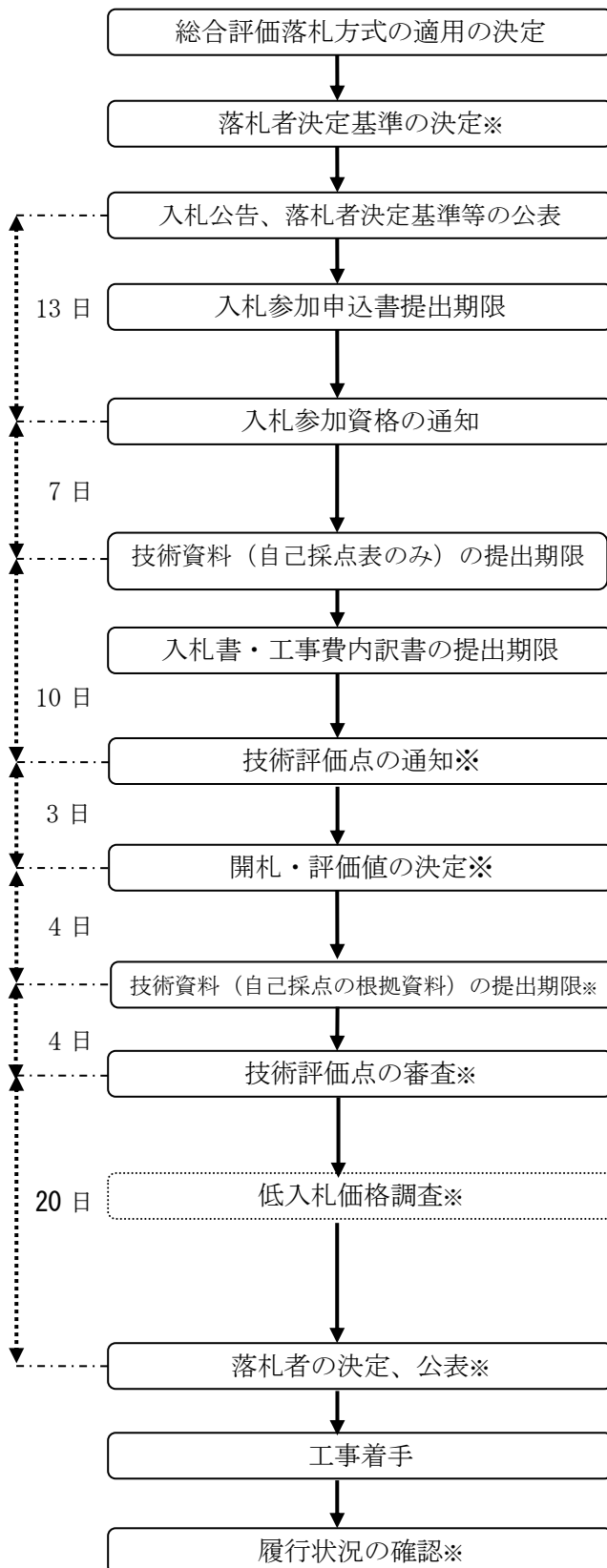
	I S O等の認証取得		本市契約先におけるI S O 9 0 0 0シリーズ又はI S O 1 4 0 0 1若しくはエコアクション2 1の認証取得 ・I S O 9 0 0 0シリーズ及びI S O 1 4 0 0 1等（I S O 1 4 0 0 1又はエコアクション2 1）の両方を取得している。 （ 1点） ・いずれかを取得している。（0. 5点） ・いずれも取得していない。（ 0点）	1点
	安全対策の取組		建設業労働災害防止協会への加入 ・加入している。（0. 5点） ・加入していない。（ 0点）	0. 5点
配置予定技術者の能力	入札参加者が①又は②のいずれかを選択	①配置予定技術者の施工経験	過去15年間（平成22年度以降）の国、地方公共団体その他公共機関等発注の同種工事における現場代理人（有資格）、主任技術者又は監理技術者の施工経験 ただし、契約金額が3,000万円（建築一式工事の場合は4,500万円）以上の工事では着工から竣工まで全期間従事した実績に限る。 ※甲型共同企業体として完成した工事の場合は、代表構成員又は出資比率が20%以上の他の構成員の現場代理人（有資格）、主任技術者又は監理技術者としての施工経験に限る。 ※現場代理人（有資格）とは、過去工事に従事した時点において監理技術者資格者証の交付を受けていた者をいう。 ・5回以上（3点） ・3回以上5回未満（2点） ・1回以上3回未満（1点） ・いずれにも該当しない。（0点）	3点
		②配置予定技術者の工事成績評定点	過去5年間（令和2年1月1日から令和6年12月31日まで）の配置予定技術者が現場代理人（有資格）、主任技術者又は監理技術者として従事した本市発注の同一業種における工事成績評定点 ただし、着工から竣工まで全期間従事した実績に限る。 ※その他工事は、許可業種が異なっても同一業種として取扱います。 ※甲型共同企業体として完成した工事の場合は、代表構成員又は出資比率が20%以上の他の構成員の現場代理人（有資格）、主任技術者又は監理技術者としての施工経験に限る。 ※現場代理人（有資格）とは、過去工事に従事した時点において監理技術者資格者証の交付を受けていた者をいう。 ・「78点以上が1件かつ75点以上が1件」（3点） ・「78点以上が1件」又は「75点以上が2件」（2点） ・「75点以上が1件」（1点） ・いずれにも該当しない。（0点）	3点
地域貢献度・社会貢献度等	地理的条件 （市内業者に限る。）		本市入札参加有資格者としての登録期間 ・令和4年度以前から引き続き登録がある。（0. 5点） ・令和5年度以降の登録である。（ 0点）	0. 5点

障害者の雇用	障害者の雇用状況 ・法定雇用障害者数以上の数を雇用している若しくは障害者の雇用状況報告の義務はないが1人以上雇用している又は堺市障害者雇用貢献企業である。 (1点) ・いずれにも該当しない。 (0点)	1点
防災協定に基づく活動	(1) 入札参加者又は入札参加者の所属している社団法人等の団体と本市との防災協定の締結 ・締結している。 (0.5点) ・締結していない。 (0点) (2) (1)に掲げる防災協定に基づく防災活動の実施又は防災訓練への参加 ・(1)に掲げる防災協定を締結した者が、次のいずれかに該当する取組みを行ったこと (0.5点) ① 過去3年間(令和4年度以降)における、本市との間で締結した防災協定に基づく防災活動の実施 ② 防災協定に基づく規程類を整備し、かつ当該規程類の実効性を確保するため本市が主催する防災訓練に参加したこと(過去3年間(令和4年度以降)における参加に限る。) ・いずれにも該当しない。 (0点)	1点
建設機械の保有	市内営業所(建設業法上の営業所に限らない。)における建設機械の保有状況 ・1台以上保有している。 (1点) ・保有していない。 (0点)	1点
刑務所出所者等の雇用等	法務省大阪保護観察所に協力雇用主として登録し、本市在住の「保護観察」又は「更生緊急保護」の対象者の雇用状況又は講習会等の実施状況(過去2年間(令和5年度以降)における実績に限る。) ・対象者の雇用実績がある。 (1点) ・事業所見学会や職場体験講習の実施実績がある。 (0.5点) ・いずれにも該当しない。 (0点)	1点
ワーク・ライフ・バランス等推進の取組	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律、次世代育成支援対策推進法又は青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定の取得状況 ・次のいずれかの認定を取得している。 (1点) ① えるぼし認定又はプラチナえるぼし認定 ② トライくるみん認定、くるみん認定又はプラチナくるみん認定 ③ ユースエール認定 ・いずれにも該当しない。 (0点)	1点
若手技術者及び女性技術者の活用	若手技術者及び女性技術者の活用状況 ・配置予定技術者が、次のいずれかに該当している。 (1点) ① 年齢が40歳以下である。 ② 性別が女性である。 ・いずれにも該当しない。 (0点)	1点
建設キャリアアップシステムの活用	建設キャリアアップシステムにおける事業者登録の状況 ・登録している。 (1点) ・登録していない。 (0点)	1点

	市内下請の活用	市内下請の活用状況 ・一次下請に占める市内業者（本市内に本店を有する者）数の割合が60%以上の場合又は市内業者が元請で下請を使用しない場合 （1点） ・いずれにも該当しない。 （0点）	1点	
	資材の市内調達	資材の市内調達状況 ・指定する工種別科目に含まれる資材の購入契約業者に占める市内業者（本市内に本店、支店、営業所、工場等を有する者）数の割合が60%以上の場合 （1点） ・該当しない。 （0点）	1点	
履行義務違反	評価内容に係る履行義務違反	過去2年間の本市発注の総合評価落札方式適用工事における履行義務違反 ・履行義務違反がない。 （0点） ・履行義務違反がある。 （-2点）	-2点	

5 実施スケジュール

本市における総合評価落札方式（特別簡易型Ⅰ型、Ⅱ型）の標準的な実施スケジュールは以下のとおりです。



※落札者決定基準を定める際には、総合評価審査庁内委員会で審査します。また、地方自治法施行令の規定に基づき、2人以上の学識経験者に意見を聴取します。

※技術評価点については、自己採点表の内容を開札前に入札参加者に通知し、疑義申立期間（土日祝を除く1日）を経た後、開札を行います。

※開札後、入札金額と技術評価点により、評価値が算出され、評価値での順位が確定します。

※落札候補者のみ提出を求めます。
資料の差替えや追加提出は認めません。

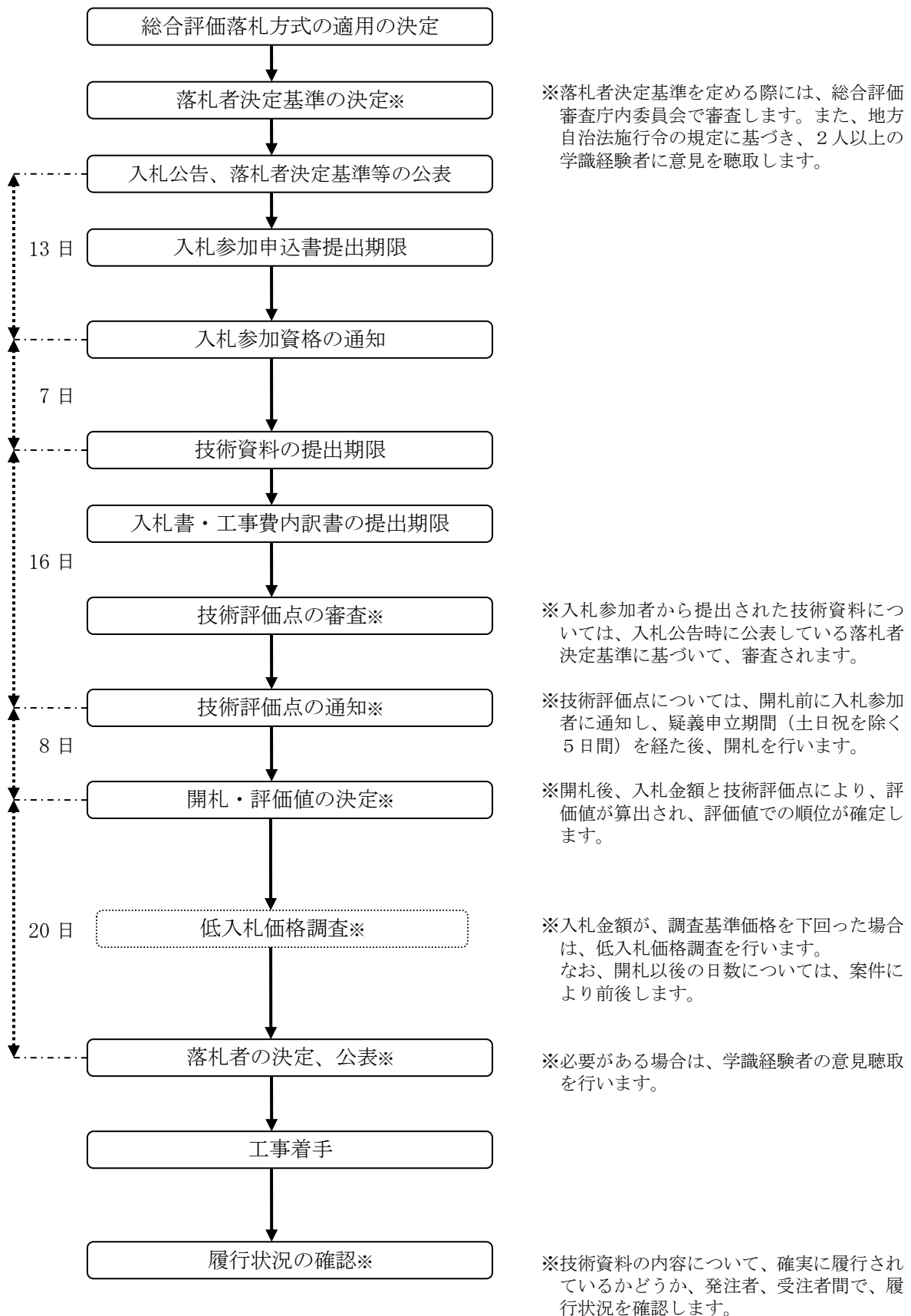
※落札候補者から提出された技術資料については、入札公告時に公表している落札者決定基準に基づいて、審査されます。

※入札金額が、調査基準価格を下回った場合は、低入札価格調査を行います。技術評価点の審査と低入札価格調査は同時並行で行います。
なお、開札以後の日数については、案件により前後します。

※必要がある場合は、学識経験者の意見聴取を行います。

※技術資料の内容について、確実に履行されているかどうか、発注者、受注者間で、履行状況を確認します。

本市における総合評価落札方式（簡易型）の標準的な実施スケジュールは以下のとおりです。



6 具体的なケースにおける評価基準及び加算点の設定例

(1) 簡易型における審査・評価

簡易型を適用する工事においては、簡易な施工計画、工事成績評定点及び配置予定技術者の能力等を評価することにより、本市が指示する仕様に基づいて、適切かつ確実に工事を遂行する能力を有するかを確認します。また、本市との防災協定の有無等の地域貢献度・社会貢献度等を評価することにより、本市域内で円滑に工事を施工する能力を有しているかを評価します。

以下に簡易型における評価項目、評価基準及び加算点の設定例を示します。

<設定例（建築工事）>

評価分類	評価項目	具体的評価項目	評価基準	加算点
簡易な 施工計画	工程管理に係わる技術的所見	関連工事を含む工程計画の妥当性	現場条件を踏まえて考慮すべき事項が適切に記載されている。	4.0
			概ね適切に記載されている。	2.0
			一般的な事項のみの記載となっている。	0.0
			不適切である。（未記載を含む。）	欠 格
	安全管理に留意すべき事項	施工中の安全管理の実施方法の妥当性	現場条件を踏まえて考慮すべき事項が適切に記載されている。	3.0
			概ね適切に記載されている。	1.5
			一般的な事項のみの記載となっている。	0.0
			不適切である。（未記載を含む。）	欠 格
	施工上配慮すべき事項	近隣への環境配慮及び品質確保に係わる確認方法に配慮すべき事項の妥当性	現場条件を踏まえて考慮すべき事項が適切に記載されている。	3.0
			概ね適切に記載されている。	1.5
			一般的な事項のみの記載となっている。	0.0
			不適切である。（未記載を含む。）	欠 格
企業の 施工能力	工事成績評定点	過去5年間（令和2年1月1日から令和6年12月31日まで）の本市（本市上下水道局を含む。以下同じ。）発注工事の同一業種（建築工事）における工事成績評定点の平均点 ※工事実績のない場合は0点とします。	78点以上	3.0
			75点以上78点未満	2.0
			72点以上75点未満	1.0
			65点以上72点未満	0
			60点以上65点未満	-1.0
			60点未満	-2.0
	優良建設工事施工者表彰	過去2年間（表彰を受けた日の同月の公告案件から2年間）の本市発注の同一業種（建築工事）における優良建設工事施工者表彰実績	表彰実績がある。	1.0
			表彰実績がない。	0.0

	I S O等の認証取得	本市契約先におけるI S O 9 0 0 0シリーズ又はI S O 1 4 0 0 1若しくはエコアクション2 1の認証取得	I S O 9 0 0 0シリーズ及びI S O 1 4 0 0 1等（I S O 1 4 0 0 1又はエコアクション2 1）の両方を取得している。	1. 0	
			いずれかを取得している。	0. 5	
			いずれも取得していない。	0. 0	
	安全対策の取組	建設業労働災害防止協会への加入	加入している。	0. 5	
加入していない。			0. 0		
配置予定技術者の能力	入札参加者が①又は②のいずれかを選択	①配置予定技術者の施工経験	過去1 5年間（平成2 2年度以降）の現場代理人（有資格）、主任技術者又は監理技術者の同種工事（建築一式工事）における施工経験 （ただし、契約金額が3, 0 0 0万円以上の工事から竣工まで全期間従事した実績に限る。）	5回以上	3. 0
			3回以上5回未満	2. 0	
			1回以上3回未満	1. 0	
			いずれにも該当しない。	0. 0	
		②配置予定技術者の工事成績評定点	過去5年間（令和2年1月1日から令和6年12月31日まで）の配置予定技術者が現場代理人（有資格）、主任技術者又は監理技術者として従事した本市発注の同一業種（建築工事）における工事成績評定点 （ただし、着工から竣工まで全期間従事した実績に限る。）	「7 8点以上が1件かつ7 5点以上が1件」	3. 0
			「7 8点以上が1件」又は「7 5点以上が2件」	2. 0	
			「7 5点以上が1件」	1. 0	
			いずれにも該当しない。	0. 0	

地域貢献度・社会貢献度等	地理的条件（市内業者に限る。）	本市入札参加有資格者としての登録期間	令和４年度以前から引き続き登録がある。	0.5
			令和５年度以降の登録である。	0.0
	障害者の雇用	障害者の雇用状況	障害者の雇用状況報告の義務がある事業所 →法定雇用障害者数以上の数を雇用している又は堺市障害者雇用貢献企業である。	1.0
			障害者の雇用状況報告の義務がない事業所 →障害者を１人以上雇用している又は堺市障害者雇用貢献企業である。	0.0
	防災協定に基づく活動	(１) 本市との防災協定の締結	締結している。	0.5
			締結していない。	0.0
		(２) 過去３年間（令和４年度以降）の（１）に掲げる防災協定に基づく防災活動の実施又は防災訓練への参加	(１)に掲げる防災協定を締結した者が、次のいずれかに該当する取組みを行った場合 ①過去３年間（令和４年度以降）における、本市との間で締結した防災協定に基づく防災活動の実施 ②防災協定に基づく規程類を整備し、かつ当該規程類の実効性を確保するため本市が主催する防災訓練に参加したこと（過去３年間（令和４年度以降）における参加に限る。）	0.5
			いずれにも該当しない。	0.0
	建設機械の保有	市内営業所（建設業法上の営業所に限らない。）における建設機械の保有状況	１台以上保有している。	1.0
			保有していない。	0.0
	刑務所出所者等の雇用等	法務省大阪保護観察所に協力雇用主として登録し、本市在住の「保護観察」又は「更生緊急保護」の対象者の雇用状況又は講習会等の実施状況（過去２年間（令和５年度以降）における実績に限る。）	対象者の雇用実績がある。	1.0
			事業所見学会や職場体験講習の実施実績がある。	0.5
			いずれにも該当しない。	0.0
	ワーク・ライフ・バランス等推進の取組	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律、次世代育成支援対策推進法又は青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定の取得状況	えるぼし認定、プラチナえるぼし認定、トライくるみん認定、くるみん認定、プラチナくるみん認定又はユースエール認定のいずれかを取得している。	1.0
			いずれにも該当しない。	0.0

	若手技術者及び女性技術者の活用	若手技術者及び女性技術者の活用状況	配置予定技術者が、次のいずれかに該当している。 ①年齢が40歳以下である。 ②性別が女性である。	1.0
			いずれにも該当しない。	0.0
	建設キャリアアップシステムの活用	建設キャリアアップシステムにおける事業者登録の状況	登録している	1.0
			登録していない。	0.0
	市内下請の活用	市内下請の活用状況	一次下請に占める市内業者（本市内に本店を有する者）数の割合が60%以上の場合又は市内業者が元請で下請を使用しない場合	1.0
			いずれにも該当しない。	0.0
	資材の市内調達	資材の市内調達状況	指定する工種別科目に含まれる資材の購入契約業者数に占める市内業者（本市内に本店、支店、営業所、工場等を有する者）数の割合が60%以上の場合	1.0
			該当しない。	0.0
	履行義務違反	評価内容に係る履行義務違反 過去2年間の本市発注の総合評価落札方式適用工事における履行義務違反	履行義務違反がない。	0.0
			履行義務違反がある。	-2.0

(2) 特別簡易型（Ⅰ型）における審査・評価

特別簡易型（Ⅰ型）を適用する工事においては、簡易型と異なり、簡易な施工計画を評価項目とせず、工事成績評定点及び配置予定技術者の能力等を評価することにより、本市が指示する仕様に基づいて、適切かつ確実に工事を遂行する能力を有するかを確認します。

また、本市との防災協定の有無等の地域貢献度・社会貢献度等を評価することにより、本市域内で円滑に工事を施工する能力を有しているかを評価します。

以下に特別簡易型（Ⅰ型）における評価項目、評価基準及び加算点の設定例を示します。

<設定例（電気工事）>

評価分類	評価項目	具体的評価項目	評価基準	加算点
企業の 施工能力	工事成績評定点	過去5年間（令和2年1月1日から令和6年12月31日まで）の本市（本市上下水道局を含む。以下同じ。）発注工事の同一業種（電気工事）における工事成績評定点の平均点 ※工事実績のない場合は0点とします。	78点以上	3.0
			75点以上78点未満	2.0
			72点以上75点未満	1.0
			65点以上72点未満	0
			60点以上65点未満	-1.0
			60点未満	-2.0
	優良建設工事施工者表彰	過去2年間（表彰を受けた日の同月の公告案件から2年間）の本市発注の同一業種（電気工事）における優良建設工事施工者表彰実績	表彰実績がある。	1.0
			表彰実績がない。	0.0
	ISO等の認証取得	本市契約先におけるISO9000シリーズ又はISO14001若しくはエコアクション21の認証取得	ISO9000シリーズ及びISO14001等（ISO14001又はエコアクション21）の両方を取得している。	1.0
			いずれかを取得している。	0.5
			いずれも取得していない。	0.0
	安全対策の取組	建設業労働災害防止協会への加入	加入している。	0.5
			加入していない。	0.0

配置予定技術者の能力	入札参加者が①又は②のいずれかを選択	①配置予定技術者の施工経験	過去15年間（平成22年度以降）の現場代理人（有資格）、主任技術者又は監理技術者の同種工事（電気工事）における施工経験（ただし、契約金額が3,000万円以上の工事から竣工まで全期間従事した実績に限る。）	5回以上	3.0
				3回以上5回未満	2.0
				1回以上3回未満	1.0
				いずれにも該当しない。	0.0
		②配置予定技術者の工事成績評定点	過去5年間（令和2年1月1日から令和6年12月31日まで）の配置予定技術者が現場代理人（有資格）、主任技術者又は監理技術者として従事した本市発注の同一業種（電気工事）における工事成績評定点（ただし、着工から竣工まで全期間従事した実績に限る。）	「78点以上が1件かつ75点以上が1件」	3.0
				「78点以上が1件」又は「75点以上が2件」	2.0
				「75点以上が1件」	1.0
				いずれにも該当しない。	0.0
地域貢献度・社会貢献度等	地理的条件（市内業者に限る。）	本市入札参加有資格者としての登録期間		令和4年度以前から引き続き登録がある。	0.5
				令和5年度以降の登録である。	0.0
	障害者の雇用	障害者の雇用状況		障害者の雇用状況報告の義務がある事業所 →法定雇用障害者数以上の数を雇用している又は堺市障害者雇用貢献企業である。	1.0
				障害者の雇用状況報告の義務がない事業所 →障害者を1人以上雇用している又は堺市障害者雇用貢献企業である。	
				いずれにも該当しない。	0.0

	防災協定に基づく活動	(1) 本市との防災協定の締結	締結している。	0.5
			締結していない。	0.0
		(2) 過去3年間（令和4年度以降）の（1）に掲げる防災協定に基づく防災活動の実施又は防災訓練への参加	(1) に掲げる防災協定を締結した者が、次のいずれかに該当する取組みを行った場合 ①過去3年間（令和4年度以降）における、本市との間で締結した防災協定に基づく防災活動の実施 ②防災協定に基づく規程類を整備し、かつ当該規程類の実効性を確保するため本市が主催する防災訓練に参加したこと（過去3年間（令和4年度以降）における参加に限る。）	0.5
			いずれにも該当しない。	0.0
	建設機械の保有	市内営業所（建設業法上の営業所に限らない。）における建設機械の保有状況	1台以上保有している。	1.0
			保有していない。	0.0
	刑務所出所者等の雇用等	法務省大阪保護観察所に協力雇用主として登録し、本市在住の「保護観察」又は「更生緊急保護」の対象者の雇用状況又は講習会等の実施状況（過去2年間（令和4年度以降）における実績に限る。）	対象者の雇用実績がある。	1.0
			事業所見学会や職場体験講習の実施実績がある。	0.5
			いずれにも該当しない。	0.0
	ワーク・ライフ・バランス等推進の取組	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律、次世代育成支援対策推進法又は青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定の取得状況	えるぼし認定、プラチナえるぼし認定、トライくるみん認定、くるみん認定、プラチナくるみん認定又はユースエール認定のいずれかを取得している。	1.0
			いずれにも該当しない。	0.0
	若手技術者及び女性技術者の活用	若手技術者及び女性技術者の活用状況	配置予定技術者が、次のいずれかに該当している。 ①年齢が40歳以下である。 ②性別が女性である。	1.0
			いずれにも該当しない。	0.0

	建設キャリアアップシステムの活用	建設キャリアアップシステムにおける事業者登録の状況	登録している。	1.0
			登録していない。	0.0
	市内下請の活用	市内下請の活用状況	一次下請に占める市内業者（本市内に本店を有する者）数の割合が60％以上の場合又は市内業者が元請で下請を使用しない場合	1.0
			いずれにも該当しない。	0.0
	資材の市内調達	資材の市内調達状況	指定する工種別科目に含まれる資材の購入契約業者数に占める市内業者（本市内に本店、支店、営業所、工場等を有する者）数の割合が60％以上の場合	1.0
			該当しない。	0.0
履行義務違反	評価内容に係る履行義務違反	過去2年間の本市発注の総合評価落札方式適用工事における履行義務違反	履行義務違反がない。	0.0
			履行義務違反がある。	-2.0

（３）特別簡易型（Ⅱ型）における審査・評価

特別簡易型（Ⅱ型）を適用する工事においては、簡易型と異なり、簡易な施工計画を評価項目とせず、技術評価項目を「工事成績評定点、配置予定技術者の能力、安全対策の取組及び地域貢献度等」に限定し、技術力と価格との総合評価を行います。

以下に特別簡易型（Ⅱ型）における評価項目、評価基準及び加算点の設定例を示します。

<設定例（電気工事）>

評価分類	評価項目		具体的評価項目	評価基準	加算点	
企業の 施工能力	工事成績評定点		過去５年間（令和２年１月１日から令和６年１２月３１日まで）の本市（本市上下水道局を含む。以下同じ。）発注工事の同一業種（電気工事）における工事成績評定点の平均点 ※工事実績のない場合は０点とします。	６５点以上	１.０	
				６５点未満	０.０	
	入札参加者が①又は②のいずれかを選択	①配置 予定技術者の 施工経験	過去１５年間（平成２２年度以降）の現場代理人（有資格）、主任技術者又は監理技術者の同種工事（電気工事）における施工経験 （ただし、契約金額が３,０００万円以上の工事では着工から竣工まで全期間従事した実績に限る。）	１回以上	１.０	
				該当なし	０.０	
		②配置 予定技術者の 工事成績評定点	過去５年間（令和２年１月１日から令和６年１２月３１日まで）の配置予定技術者が現場代理人（有資格）、主任技術者又は監理技術者として従事した本市発注の同一業種（電気工事）における工事成績評定点 （ただし、着工から竣工まで全期間従事した実績に限る。）	６５点以上が１件以上	１.０	
				該当なし	０.０	
		安全対策の取組		建設業労働災害防止協会への加入	加入している。	１.０
					加入していない。	０.０
		本市入札参加有資格者としての登録期間	令和４年度以前から引き続き登録がある。	１.０		

地域貢献度・社会貢献度等	地理的条件（市内業者に限る。）		令和５年度以降の登録である。	0.0
	市内下請の活用	市内下請の活用状況	一次下請に占める市内業者（本市内に本店を有する者）数の割合が６０％以上の場合又は市内業者が元請で下請を使用しない場合	1.0
			いずれにも該当しない。	0.0
	資材の市内調達	資材の市内調達状況	指定する工種別科目に含まれる資材の購入契約業者数に占める市内業者（本市内に本店、支店、営業所、工場等を有する者）数の割合が６０％以上の場合	1.0
			該当しない。	0.0
履行義務違反	評価内容に係る履行義務違反	過去２年間の本市発注の総合評価落札方式適用工事における履行義務違反	履行義務違反がない。	0.0
			履行義務違反がある。	-2.0

７ 情報公開

（１）入札前

技術評価の評価基準等について、あらかじめ入札公告等において明らかにします。

- ア 総合評価落札方式の適用の旨
- イ 落札者の決定方法
- ウ 総合評価の方法
 - ・評価値の算定方法
 - ・技術評価点の配点
 - ・評価項目及び評価基準
- エ 技術資料の提出
 - ・提出書類
 - ・提出期限
- オ 技術資料に係る失格要件
- カ 技術資料に関するヒアリング
- キ 開札予定日時及び場所
- ク 総合評価の結果の公表
- ケ 評価内容の担保
- コ 評価結果に対する説明

（２）落札者決定後

落札者を決定した場合は、堺市入札情報公開システムにおいて、以下の事項を速やかに公表します。

- ア 落札者名
- イ 落札者の技術評価点（特別簡易型の場合は自己採点の内容に基づく）

ウ 落札者の入札金額

エ 落札者の評価値（特別簡易型の場合は自己採点の内容に基づく）

8 その他の基本的事項

（１）中立かつ公正な審査・評価の確保

ア 総合評価審査庁内委員会の審査

総合評価落札方式の実施に当たり、発注者の恣意性を排除し、中立かつ公正な審査・評価を行うため、堺市建設工事に係る建築系工事総合評価審査庁内委員会を設置し、対象工事ごとに審査を行います。

なお、総合評価審査庁内委員会の下に、必要に応じて作業部会を設置します。

イ 学識経験者の意見聴取

地方自治法施行令第１６７条の１０の２第４項及び第５項並びに地方自治法施行規則第１２条の４により、以下の手続を行う際には、２人以上の学識経験者からの意見を聴取します。

・落札者決定基準を定めようとするとき ※

※「簡易型」については、個別案件の公告を行うまでに意見を聴取します。

※「特別簡易型」については、原則、年度当初に定型的に設定した評価項目、配点、評価方法について意見を聴取し、個別案件については、意見聴取を行った評価項目等を適用するものとします。

・落札者を決定しようとするとき ※

※落札者決定基準を定めようとするときの意見聴取において、落札者を決定しようとするときにも改めて意見聴取を行う必要があるとの意見が学識経験者から述べられた場合

本市では、中立・公正な立場から判断することができる者として、行政職員（国土交通省近畿地方整備局の職員）及び大学教授等を対象に、総合評価審査庁内委員会において学識経験者を選任し、個々の工事ごとに、その選任された者のうち、２人以上から意見を聴取します。

（２）説明要求等の対応

技術評価点に係る説明要求等については、評価結果の通知の日の翌日から起算して、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除く１日以内（簡易型の場合は５日以内）に、原則として書面により工事担当課において受け付け、適切な説明を行います。

(3) 評価内容の担保

受注者は、加算点が付与された評価内容について責任を持って確実に履行しなければなりません。履行状況については、施工中及び施工完了時に受発注者間で確認します。

なお、次のアからエまでの評価項目について、契約締結後、入札時の評価内容が履行されない又は評価内容に変更が生じた場合は、原則として工事成績評定点から減ずることとします。

また、当該不履行が受注者の責による場合には、履行義務違反の認定日（原則として工事検査確認日）から以後2年間に発注される総合評価落札方式の対象となる案件において、技術評価点から減点を行います。

さらに、評価された内容に対する履行状況が、悪質と認められる場合は、入札参加停止等の措置を講じます。

ア 簡易な施工計画（簡易型のみ）に係る評価項目

技術資料の簡易な施工計画に記載し、加算点が付与された評価内容を履行しなかった場合

イ 配置予定技術者に係る評価項目（「配置予定技術者の施工経験」、「配置予定技術者の工事成績評定点」及び「若手技術者及び女性技術者の活用」）

配置予定技術者の変更により、加算点が付与された評価内容に変更が生じた場合

ウ 「障害者の雇用」及び「建設機械の保有」

技術資料の記載に反する事実が判明し、加算点が付与された評価内容に変更が生じた場合

エ 「市内下請の活用」及び「資材の市内調達」

下請及び資材に係る契約状況の変更により、加算点が付与された評価内容に変更が生じた場合

なお、契約状況は、施工完了時に下請負人通知書、施工体制台帳、契約書等で確認します。

【参考】

地方自治法施行令＜抜粋＞

（総合評価落札方式）

第百六十七条の十の二 普通地方公共団体の長は、一般競争入札により当該普通地方公共団体の支出の原因となる契約を締結しようとする場合において、当該契約がその性質又は目的から地方自治法第二百三十四条第三項本文又は前条の規定により難しいものであるときは、これらの規定にかかわらず、予定価格の制限の範囲内の価格をもつて申込みをした者のうち、価格その他の条件が当該普通地方公共団体にとって最も有利なものをもつて申込みをした者を落札者とすることができる。

（低入札価格調査制度による総合評価落札方式）

2 普通地方公共団体の長は、前項の規定により工事又は製造その他についての請負の契約を締結しようとする場合において、落札者となるべき者の当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めるときは、同項の規定にかかわらず、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもつて申込みをした他の者のうち、価格その他の条件が当該普通地方公共団体にとって最も有利なものをもつて申込みをした者を落札者とすることができる。

（落札者決定基準）

3 普通地方公共団体の長は、前二項の規定により落札者を決定する一般競争入札（以下「総合評価一般競争入札」という。）を行おうとするときは、あらかじめ、当該総合評価一般競争入札に係る申込みのうち価格その他の条件が当該普通地方公共団体にとって最も有利なものを決定するための基準（以下「落札者決定基準」という。）を定めなければならない。

（落札者決定基準を定めようとするときに行う学識経験者への意見聴取）

4 普通地方公共団体の長は、落札者決定基準を定めようとするときは、総務省令で定めるところにより、あらかじめ、学識経験を有する者（次項において「学識経験者」という。）の意見を聴かなければならない。

（落札者を決定しようとするときに行う学識経験者への意見聴取）

5 普通地方公共団体の長は、前項の規定による意見の聴取において、併せて、当該落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて意見を聴くものとし、改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、当該落札者を決定しようとするときに、あらかじめ、学識経験者の意見を聴かなければならない。

（総合評価一般競争入札における公告）

6 普通地方公共団体の長は、総合評価一般競争入札を行おうとする場合において、当該契約について第百六十七条の六第一項の規定により公告するときは、同項の規定により公告をしなければならない事項及び同条第二項の規定により明らかにしておかなければならない事項のほか、総合評価一般競争入札の方法による旨及び当該総合評価一般競争入札に係る落札者決定基準についても、公告をしなければならない。

地方自治法施行規則＜抜粋＞

（意見聴取に必要となる学識経験者数）

第十二条の四 普通地方公共団体の長は、地方自治法施行令第百六十七条の十の二第四項及び第五項（これらの規定を同令第百六十七条の十三において準用する場合を含む。）の規定により学識経験を有する者の意見を聴くときは、二人以上の学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。

**堺市土木系工事
総合評価落札方式ガイドライン
(令和7年度版)**

目 次

1 はじめに	1
(1) 総合評価落札方式とは	1
(2) 落札者の決定方法	1
(3) 総合評価落札方式の適用対象工事	2
2 総合評価落札方式のタイプ	3
(1) 特別簡易型(Ⅰ型)	3
(2) 簡易型	3
(3) 標準型	3
(4) 高度技術提案型	3
3 各タイプにおける評価項目	4
4 基本となる配点及び評価方法	6
5 実施スケジュール	10
6 具体的なケースにおける評価基準及び加算点の設定例	12
(1) 簡易型における審査・評価	12
(2) 特別簡易型(Ⅰ型)における審査・評価	16
7 情報公開	20
(1) 入札前	20
(2) 落札者決定後	20
8 その他の基本的事項	21
(1) 中立かつ公正な審査・評価の確保	21
(2) 説明要求等の対応	21
(3) 評価内容の担保	22

【参考】地方自治法施行令及び地方自治法施行規則＜抜粋＞

1 はじめに

現在、国及び地方公共団体ともに厳しい財政状況にあり、公共投資が減少する中で企業間における価格競争が激化し、著しい低価格による入札が急増しています。これにより、粗雑工事の発生、下請業者や労働者へのしわ寄せ等による公共工事の品質の低下が懸念されています。

このような社会状況を踏まえ、平成17年4月に公共工事の品質確保を目的とした「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（品確法）が施行されました。この品確法では、公共工事の品質は「経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、確保されなければならない」とされており、この品確法の基本理念を実現する主要な取組として、総合評価落札方式の適用が示されています。

本市においても、平成19年度から総合評価落札方式を試行し、その試行結果や入札監視等委員会での様々な意見等を踏まえ、評価項目や得点配分等の検証及び見直しを行い、平成21年度から本格的に総合評価落札方式を実施しています。

本ガイドラインは、令和7年度の本市発注工事（堺市建設工事に係る土木系工事総合評価審査庁内委員会の審査対象工事に限る。）における総合評価落札方式に関する基本的事項を示すものです。

（１）総合評価落札方式とは

総合評価落札方式とは、発注者が入札参加者に施工計画や施工能力等についての技術資料の提出を求め、入札参加者の技術的能力を適切に評価し、その技術評価点と価格を総合的に評価して、落札者を決定する方式です。

この方式は、従来の価格のみによって落札者を決定する方式と異なり、価格以外の多様な要素を考慮するという点で高い技術能力等を有する入札参加者が落札者となる可能性が高くなり、工事品質の確保及び向上、企業間における技術力競争の促進、談合の防止等の効果が期待できます。

（２）落札者の決定方法

総合評価落札方式においては、入札参加者は特別簡易型の場合は「自己採点表」を提出し、簡易型の場合は「技術資料及び簡易な施工計画」を提出することとし、あらかじめ設定した評価基準に基づく点数（加算点）と標準点（100点）の合計点（技術評価点）を入札金額で除した数値（評価値）の最も高い入札参加者を落札候補者とします。（除算方式）

ただし、入札金額が低入札価格調査制度における調査基準価格を下回る場合は、以下のとおり入札金額が低いほど評価値も低くなります。

【入札金額が調査基準価格以上の場合】

技術評価点 = 標準点（100点）+ 加算点

評価値 = 技術評価点 / 入札金額 × 100,000,000

【入札金額が調査基準価格未満の場合】

技術評価点 = 標準点（100点）+ 加算点

評価値 = 技術評価点 / {調査基準価格 + (調査基準価格 - 入札価格)} × 100,000,000

※評価値は、小数点以下第4位を切捨てとします。

※標準点は100点とし、各工事に応じて簡易型では10～29.5点、特別簡易型（I型）では8.5～19.5点を加算点とします。

特別簡易型の場合は、落札候補者に対して、自己採点表の根拠資料である施工能力等についての技術資料の提出を求め、あらかじめ設定した評価基準に基づき評価し、審査を行います。

自己採点が過大であった場合は、当該評価項目の評価点を正しい点数に修正したものを評価点として扱います。自己採点が過少であった場合は、自己採点をそのまま評価点として扱います。

審査の結果、落札候補者の自己採点の内容が正しい場合は、その落札候補者を落札者とします。

また、自己採点の内容に誤りがあった場合で、当該誤りについて上述のとおりとした結果、順位が変動しない場合についても、その落札候補者を落札者とします。

一方、自己採点の内容に誤りがあった場合で、当該誤りについて上述のとおりとした結果、順位が変動した場合は、その落札候補者を落札者とせず、次に評価値が高い入札参加者を落札候補者として、審査を行います。

なお、自己採点表等の技術資料に虚偽記載があった場合は、入札参加停止等の措置を講じる可能性があります。

（３）総合評価落札方式の適用対象工事

本市において、総合評価落札方式の適用対象となる工事は、原則として低入札価格調査制度の対象工事とします。

これは、地方自治法施行令が最低制限価格を設定する工事での総合評価落札方式の適用を認めていないためです。また、総合評価落札方式が適切に機能するためには、低入札価格調査によりダンピング受注を排除する必要があります。

なお、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される建設工事については、総合評価落札方式の適用及び評価項目の設定については、本ガイドラインによらず、発注案件ごとに定めるものとします。

2 総合評価落札方式のタイプ

国の「地方公共団体向け総合評価実施マニュアル」では、工事の特性（規模や技術的な工夫の余地など）に応じて、特別簡易型、簡易型、標準型、高度技術提案型の4つのタイプが提示されています。

本市においては、工事の内容等を考慮して、主に特別簡易型（Ⅰ型）と簡易型のいずれかを実施します。

（１）特別簡易型（Ⅰ型）

特別簡易型は、技術的な工夫の余地が小さい一般的な工事を対象に、発注者が示す仕様に基づき、適切で確実な施工を行う能力を求める場合に適用します。

特別簡易型（Ⅰ型）では、簡易な施工計画の評価を要件とせず、「工事成績評定点、配置予定技術者の能力、ISO等の認証取得の有無、安全対策の取組及び地域貢献度・社会貢献度等」に基づいて評価される技術力と価格との総合評価を行います。

（２）簡易型

簡易型は、技術的な工夫の余地が小さい工事を対象に、発注者が示す仕様に基づき、適切で確実な施工を行う能力を求める場合に適用します。

簡易型では、簡易な施工計画、工事成績評定点、配置予定技術者の能力、ISO等の認証取得の有無、安全対策の取組及び地域貢献度・社会貢献度等に基づいて評価される技術力と価格との総合評価を行います。

（３）標準型

標準型は、技術的な工夫の余地が大きい工事を対象に、発注者が示す標準的な仕様に対し、社会的要請の高い特定の課題について施工上の工夫等の技術提案を求めることにより、民間企業の優れた技術力を活用し、公共工事の品質をより高めることを期待する場合に適用します。

標準型では、発注者が標準案に基づき算定した工事価格を予定価格とし、その範囲内で提案される施工上の工夫等の技術提案と価格との総合評価を行います。

（４）高度技術提案型

高度技術提案型は、技術的な工夫の余地が大きい工事を対象に、社会的要請の高い特定の課題について特殊な施工方法等を含む高度な技術提案を求めることにより、民間企業の優れた技術力を活用し、公共工事の品質をより高めることを期待する場合に適用します。

高度技術提案型では、より優れた技術提案とするために、発注者と入札参加者の技術対話を通じて技術提案の改善を行うとともに、技術提案に基づき予定価格を作成した上で、技術提案と価格との総合評価を行います。

3 各タイプにおける評価項目

総合評価落札方式の評価項目については、以下の表のとおり、各タイプによって基本的な項目を定めています。

評価分類	評価項目		タイプ		
			特別簡易型 (Ⅰ型)	簡易型	(参考) 標準型
技術提案	工事ごとに3項目程度設定		×	×	●
簡易な施工計画 (※1)	工程管理に係わる技術的所見		×	●	×
	品質管理に係わる技術的所見		×	●	×
	施工上の課題に対する技術的所見		×	●	×
	安全管理に留意すべき事項		×	●	×
	施工上配慮すべき事項		×	●	×
	工程表		×	●	×
企業の施工能力 (※2)	工事成績評定点 (本市発注の同一業種に限る。)		●	●	●
	優良建設工事施工者表彰 (本市発注の同一業種に限る。)		●	●	●
	I S O等の認証取得 (本市契約先に限る。)		●	●	●
	安全対策の取組 (建設業労働災害防止協会への加入)		●	●	●
	I C T活用工事の実績		●	●	●
配置予定技術者の能力 (※2)	ず①入れ又札かは参を②加選の者払いが	①配置予定技術者の 施工経験	●	●	●
		②配置予定技術者の 工事成績評定点 (本市発注の同一業種に限る。)			
地域貢献度・ 社会貢献度等 (※2)	地理的条件 (市内業者に限る。)		●	●	●
	障害者の雇用		●	●	●
	防災協定に基づく活動 (本市との防災協定の締結等)		●	●	●
	建設機械の保有 (市内営業所での保有に限る。)		●	●	●
	刑務所出所者等の雇用等		●	●	●
	ワーク・ライフ・バランス等 推進の取組		●	●	●
	若手技術者及び女性技術者の活用		●	●	●
	建設キャリアアップシステムの活用		●	●	●
	市内下請の活用		●	●	●
	資材の市内調達		●	●	●

履行義務違反 (※2)	評価内容に係る 履行義務違反	●	●	●
----------------	-------------------	---	---	---

※1 工事の内容に応じて6つの評価項目のうち2項目以上設定

※2 特別簡易型（I型、）は、評価分類を自己採点の対象とする

4 基本となる配点及び評価方法

本市における簡易型と特別簡易型の評価項目（簡易な施工計画、企業の施工能力等）の基本となる配点及び評価方法については、以下の表のとおりです。

ただし、これらの配点及び評価方法は、基本となるモデルを示すものであり、工事の業種及び性質を総合的に考慮し、個々の工事の特性に応じた落札者決定基準を総合評価審査庁内委員会の審議及び学識経験者の意見聴取を経て決定します。

評価分類	評価項目	評価基準及び配点	加算点
簡易な 施工計画	工程管理に係わる 技術的所見	工事の内容に応じて6つの評価項目のうち2項目以上を設定し、適切に配点する。 また、評価基準については、次の4段階で評価する。 ・現場条件を踏まえて考慮すべき事項が適切に記載されている。 (満点) ・概ね適切に記載されている。 (満点の半分) ・一般的な事項のみの記載となっている。 (0点) ・不適切である。(未記載を含む。) (欠格) ※欠格の場合は、当該入札に参加することができません。	10点
	品質管理に係わる 技術的所見		
	施工上の課題に対する 技術的所見		
	安全管理に留意すべき 事項		
	施工上配慮すべき事項		
	工程表		
企業の 施工能力	工事成績評定点	過去5年間（令和2年1月1日から令和6年12月31日まで）の本市（本市上下水道局を含む。以下同じ。）発注の同一業種における工事成績評定点の平均点 ※工事実績のない場合は0点とします。 ※その他工事は、許可業種が異なっても同一業種として取扱います。 ※申請者が共同企業体である場合は、代表構成員、他の構成員ごとに工事成績評定点の平均点を算出し、当該平均点に基づく各者の加算点（工事実績のない場合は、加算点は0点）を各々の出資比率で案分し、それら加算点を合計した点を加算点とします。 ・78点以上 (3点) ・75点以上78点未満 (2点) ・72点以上75点未満 (1点) ・65点以上72点未満 (0点) ・60点以上65点未満 (-1点) ・60点未満 (-2点)	3点
	優良建設工事 施工者表彰	過去2年間の本市発注の同一業種における優良建設工事施工者表彰実績 ※評価対象期間は、表彰を受けた日の同月の公告案件から2年間とする。 ※その他工事は、許可業種が異なっても同一業種として取扱います。 ※共同企業体での表彰実績を評価申請する場合、加算点は出資比率で案分します。 ※条件を満たす表彰実績1件につき、入札公告で定められた期間ごとに1回、評価申請することができます。 ただし、落札者とならなかった場合は、評価申請した案件の翌々月以降に公告する案件に、再度評価申請することができます。 ※表彰を受けた日から技術資料提出締切日までに本市の入札参加停止又は入札参加除外を受けている場合は、加算しません。 ・表彰実績がある。 (1点) ・表彰実績がない。 (0点)	1点
			19.5点

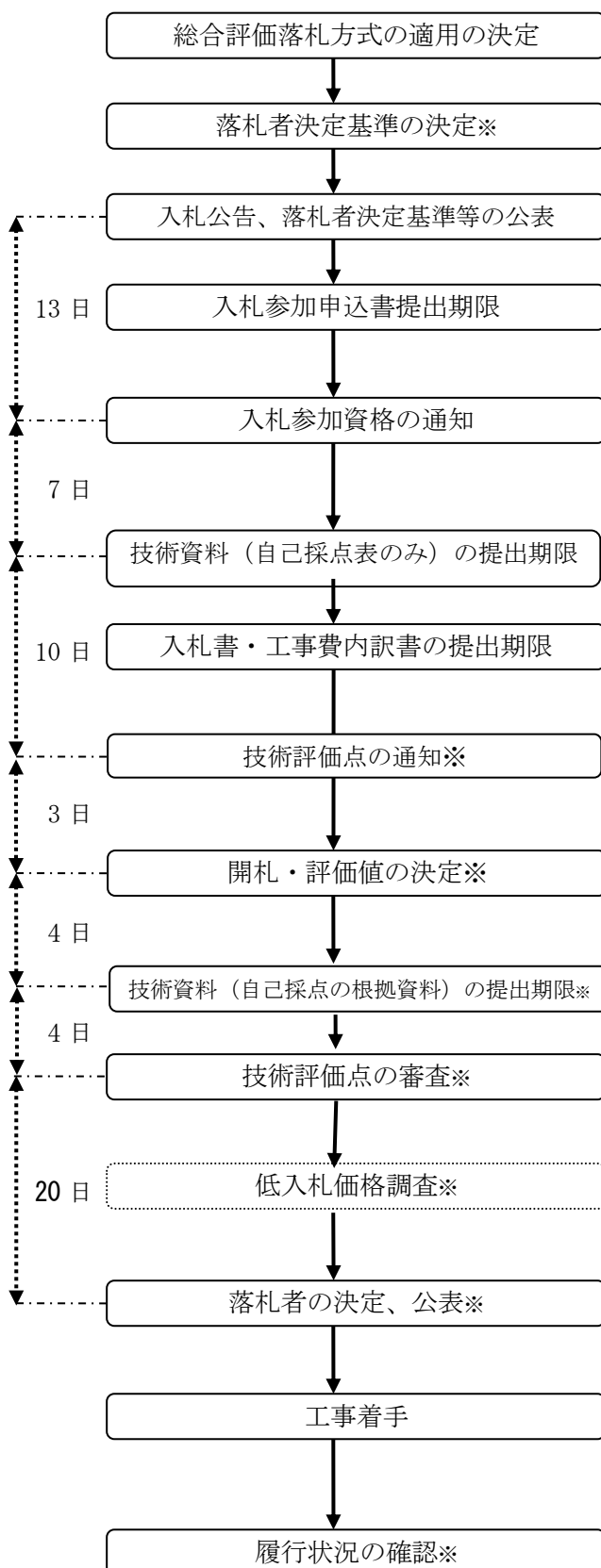
	I S O等の認証取得		本市契約先における I S O 9 0 0 0 シリーズ又は I S O 1 4 0 0 1 若しくはエコアクション 2 1 の認証取得 ・ I S O 9 0 0 0 シリーズ及び I S O 1 4 0 0 1 等 (I S O 1 4 0 0 1 又はエコアクション 2 1) の両方を取得している。 (1 点) ・ いずれかを取得している。 (0 . 5 点) ・ いずれも取得していない。 (0 点)	1 点
	安全対策の取組		建設業労働災害防止協会への加入 ・ 加入している。 (0 . 5 点) ・ 加入していない。 (0 点)	0 . 5 点
	I C T 活用工事の実績		過去 1 年間 (令和 6 年度以降) の国、地方公共団体その他公共機関等発注の I C T 活用工事の施工実績 ・ 本市発注の I C T 活用工事の実績がある。 (1 . 5 点) ・ 本市以外の国、地方公共団体その他公共機関等発注の I C T 活用工事の実績がある。 (1 点) ・ 実績がない。 (0 点)	1 . 5 点
配置予定技術者の能力	入札参加者が①又は②のいずれかを選択	①配置予定技術者の施工経験	過去 1 5 年間 (平成 2 2 年度以降) の国、地方公共団体その他公共機関等発注の同種工事における現場代理人 (有資格) 、主任技術者又は監理技術者の施工経験 ただし、契約金額が 3 , 0 0 0 万円 (建築一式工事の場合は 4 , 5 0 0 万円) 以上の工事では着工から竣工まで全期間従事した実績に限る。 ※甲型共同企業体として完成した工事の場合は、代表構成員又は出資比率が 2 0 % 以上の他の構成員の現場代理人 (有資格) 、主任技術者又は監理技術者としての施工経験に限る。 ※現場代理人 (有資格) とは、過去工事に従事した時点において監理技術者資格者証の交付を受けていた者をいう。 ・ 5 回以上 (3 点) ・ 3 回以上 5 回未満 (2 点) ・ 1 回以上 3 回未満 (1 点) ・ いずれにも該当しない。 (0 点)	3 点
		②配置予定技術者の工事成績評定点	過去 5 年間 (令和 2 年 1 月 1 日から令和 6 年 1 2 月 3 1 日まで) の配置予定技術者が現場代理人 (有資格) 、主任技術者又は監理技術者として従事した本市発注の同一業種における工事成績評定点 ただし、着工から竣工まで全期間従事した実績に限る。 ※その他工事は、許可業種が異なっても同一業種として取扱います。 ※甲型共同企業体として完成した工事の場合は、代表構成員又は出資比率が 2 0 % 以上の他の構成員の現場代理人 (有資格) 、主任技術者又は監理技術者としての施工経験に限る。 ※現場代理人 (有資格) とは、過去工事に従事した時点において監理技術者資格者証の交付を受けていた者をいう。 ・ 「 7 8 点以上が 1 件かつ 7 5 点以上が 1 件」 (3 点) ・ 「 7 8 点以上が 1 件」又は「 7 5 点以上が 2 件」 (2 点) ・ 「 7 5 点以上が 1 件」 (1 点) ・ いずれにも該当しない。 (0 点)	3 点
地域貢献度・社会貢献度等	地理的条件 (市内業者に限る。)		本市入札参加有資格者としての登録期間 ・ 令和 4 年度以前から引き続き登録がある。 (0 . 5 点) ・ 令和 5 年度以降の登録である。 (0 点)	0 . 5 点

障害者の雇用	障害者の雇用状況 ・法定雇用障害者数以上の数を雇用している若しくは障害者の雇用状況報告の義務はないが1人以上雇用している又は堺市障害者雇用貢献企業である。 (1点) ・いずれにも該当しない。 (0点)	1点
防災協定に基づく活動	(1) 入札参加者又は入札参加者の所属している社団法人等の団体と本市との防災協定の締結 ・締結している。 (0.5点) ・締結していない。 (0点) (2) (1)に掲げる防災協定に基づく防災活動の実施又は防災訓練への参加 ・(1)に掲げる防災協定を締結した者が、次のいずれかに該当する取組みを行ったこと (0.5点) ①過去3年間(令和4年度以降)における、本市との間で締結した防災協定に基づく防災活動の実施 ②防災協定に基づく規程類を整備し、かつ当該規程類の実効性を確保するため本市が主催する防災訓練に参加したこと(過去3年間(令和4年度以降)における参加に限る。) ・いずれにも該当しない。 (0点)	1点
建設機械の保有	市内営業所(建設業法上の営業所に限らない。)における建設機械の保有状況 ・1台以上保有している。 (1点) ・保有していない。 (0点)	1点
刑務所出所者等の雇用等	法務省大阪保護観察所に協力雇用主として登録し、本市在住の「保護観察」又は「更生緊急保護」の対象者の雇用状況又は講習会等の実施状況(過去2年間(令和5年度以降)における実績に限る。) ・対象者の雇用実績がある。 (1点) ・事業所見学会や職場体験講習の実施実績がある。 (0.5点) ・いずれにも該当しない。 (0点)	1点
ワーク・ライフ・バランス等推進の取組	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律、次世代育成支援対策推進法又は青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定の取得状況 ・次のいずれかの認定を取得している。 (1点) ①えるぼし認定又はプラチナえるぼし認定 ②トライくるみん認定、くるみん認定又はプラチナくるみん認定 ③ユースエール認定 ・いずれにも該当しない。 (0点)	1点
若手技術者及び女性技術者の活用	若手技術者及び女性技術者の活用状況 ・配置予定技術者が、次のいずれかに該当している。 (1点) ①年齢が40歳以下である。 ②性別が女性である。 ・いずれにも該当しない。 (0点)	1点
建設キャリアアップシステムの活用	建設キャリアアップシステムにおける事業者登録の状況 ・登録している。 (1点) ・登録していない。 (0点)	1点

	市内下請の活用	市内下請の活用状況 ・一次下請に占める市内業者（本市内に本店を有する者）数の割合が60%以上の場合又は市内業者が元請で下請を使用しない場合（1点） ・いずれにも該当しない。（0点）	1点	
	資材の市内調達	資材の市内調達状況 ・指定する資材を全て市内業者（本市内に本店、支店、営業所、工場等を有する者）から調達する場合（1点） ・該当しない。（0点）	1点	
履行義務違反	評価内容に係る履行義務違反	過去2年間の本市発注の総合評価落札方式適用工事における履行義務違反 ・履行義務違反がない。（0点） ・履行義務違反がある。（-2点）	-2点	

5 実施スケジュール

本市における総合評価落札方式（特別簡易型Ⅰ型）の標準的な実施スケジュールは以下のとおりです。



※落札者決定基準を定める際には、総合評価審査庁内委員会で審査します。また、地方自治法施行令の規定に基づき、2人以上の学識経験者に意見を聴取します。

※技術評価点については、自己採点表の内容を開札前に入札参加者に通知し、疑義申立期間（土日祝を除く1日）を経た後、開札を行います。

※開札後、入札金額と技術評価点により、評価値が算出され、評価値での順位が確定します。

※落札候補者のみ提出を求めます。
資料の差替えや追加提出は認めません。

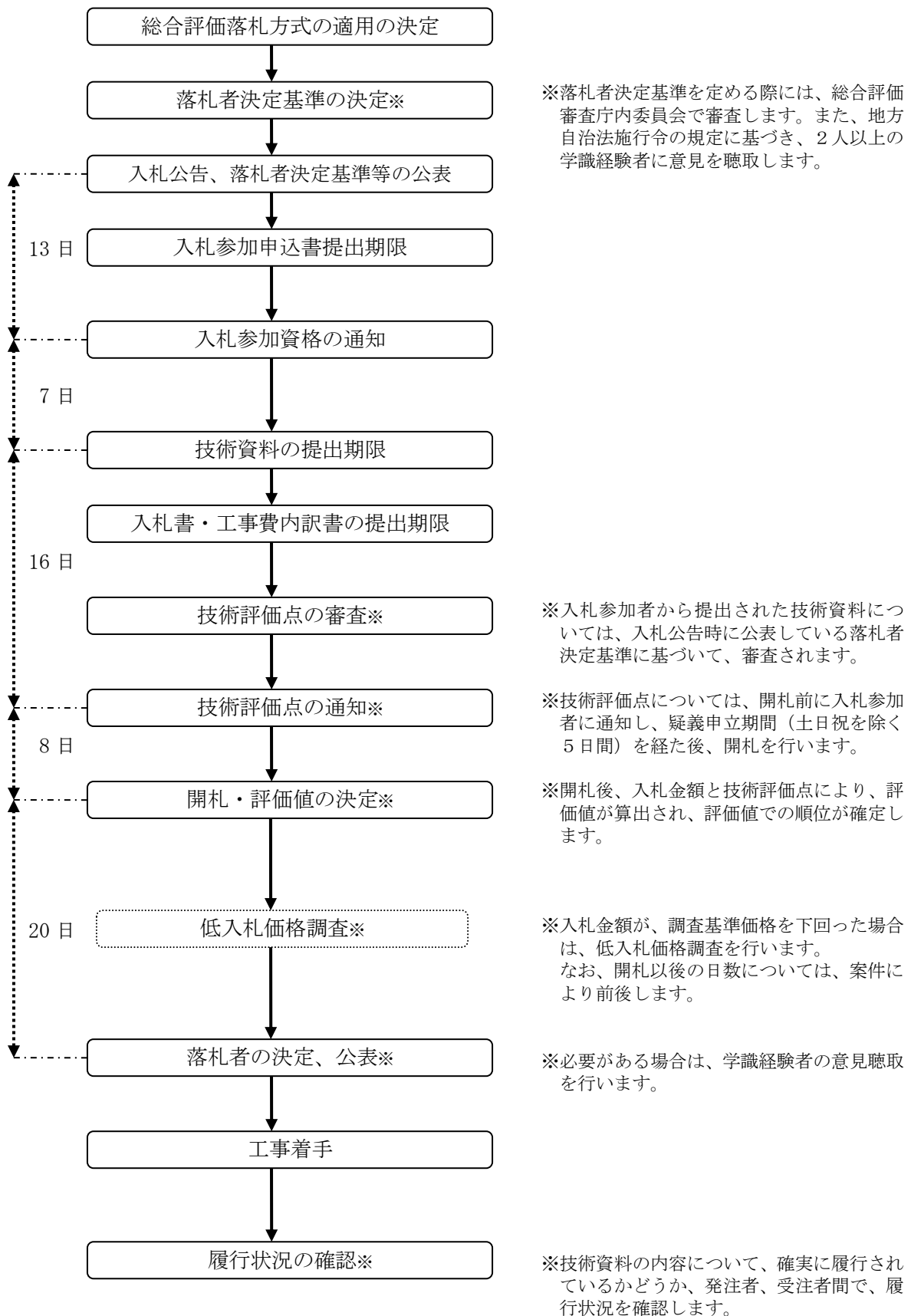
※落札候補者から提出された技術資料については、入札公告時に公表している落札者決定基準に基づいて、審査されます。

※入札金額が、調査基準価格を下回った場合は、低入札価格調査を行います。技術評価点の審査と低入札価格調査は同時並行で行います。なお、開札以後の日数については、案件により前後します。

※必要がある場合は、学識経験者の意見聴取を行います。

※技術資料の内容について、確実に履行されているかどうか、発注者、受注者間で、履行状況を確認します。

本市における総合評価落札方式（簡易型）の標準的な実施スケジュールは以下のとおりです。



6 具体的なケースにおける評価基準及び加算点の設定例

(1) 簡易型における審査・評価

簡易型を適用する工事においては、簡易な施工計画、工事成績評定点及び配置予定技術者の能力等を評価することにより、本市が指示する仕様に基づいて、適切かつ確実に工事を遂行する能力を有するかを確認します。また、本市との防災協定の有無等の地域貢献度・社会貢献度等を評価することにより、本市域内で円滑に工事を施工する能力を有しているかを評価します。

以下に簡易型における評価項目、評価基準及び加算点の設定例を示します。

<設定例（土木工事）>

評価分類	評価項目	具体的評価項目	評価基準	加算点
簡易な 施工計画	施工上の課題に対する技術的所見	開削工法における施工方法の妥当性	現場条件を踏まえて考慮すべき事項が適切に記載されている。	4.0
			概ね適切に記載されている。	2.0
			一般的な事項のみの記載となっている。	0.0
			不適切である。（未記載を含む。）	欠 格
	安全管理に留意すべき事項	施工中の安全管理の実施方法の妥当性	現場条件を踏まえて考慮すべき事項が適切に記載されている。	3.0
			概ね適切に記載されている。	1.5
			一般的な事項のみの記載となっている。	0.0
			不適切である。（未記載を含む。）	欠 格
	品質管理に係わる技術的所見	品質確保に係わる確認方法に配慮すべき事項の妥当性	現場条件を踏まえて考慮すべき事項が適切に記載されている。	3.0
			概ね適切に記載されている。	1.5
			一般的な事項のみの記載となっている。	0.0
			不適切である。（未記載を含む。）	欠 格
企業の 施工能力	工事成績評定点	過去5年間（令和2年1月1日から令和6年12月31日まで）の本市（本市上下水道局を含む。以下同じ。）発注工事の同一業種（土木工事）における工事成績評定点の平均点 ※工事実績のない場合は0点とします。	78点以上	3.0
			75点以上78点未満	2.0
			72点以上75点未満	1.0
			65点以上72点未満	0
			60点以上65点未満	-1.0
			60点未満	-2.0
	優良建設工事施工者表彰	過去2年間（表彰を受けた日の同月の公告案件から2年間）の本市発注の同一業種（土木工事）における優良建設工事施工者表彰実績	表彰実績がある。	1.0
			表彰実績がない。	0.0

	I S O等の認証取得	本市契約先におけるI S O 9 0 0 0シリーズ又はI S O 1 4 0 0 1若しくはエコアクション2 1の認証取得	I S O 9 0 0 0シリーズ及びI S O 1 4 0 0 1等（I S O 1 4 0 0 1又はエコアクション2 1）の両方を取得している。	1. 0
			いずれかを取得している。	0. 5
			いずれも取得していない。	0. 0
	安全対策の取組	建設業労働災害防止協会への加入	加入している。	0. 5
			加入していない。	0. 0
	I C T活用工事の実績	過去1年間（令和6年度以降）のI C T活用工事の施工実績	本市発注のI C T活用工事の実績がある。	1. 5
			本市以外の国、地方公共団体その他公共機関等発注のI C T活用工事の実績がある。	1. 0
			実績がない。	0. 0
配置予定技術者の能力	入札参加者が①又は②のいずれかを選択	①配置予定技術者の施工経験 過去15年間（平成22年度以降）の現場代理人（有資格）、主任技術者又は監理技術者の同種工事（土木一式工事）における施工経験 （ただし、契約金額が3, 000万円以上の工事から竣工まで全期間従事した実績に限る。）	5回以上	3. 0
			3回以上5回未満	2. 0
			1回以上3回未満	1. 0
			いずれにも該当しない。	0. 0
		②配置予定技術者の工事成績評定点 過去5年間（令和2年1月1日から令和6年12月31日まで）の配置予定技術者が現場代理人（有資格）、主任技術者又は監理技術者として従事した本市発注の同一業種（土木工事）における工事成績評定点 （ただし、着工から竣工まで全期間従事した実績に限る。）	「78点以上が1件かつ75点以上が1件」	3. 0
			「78点以上が1件」又は「75点以上が2件」	2. 0
			「75点以上が1件」	1. 0
			いずれにも該当しない。	0. 0

地域貢献度・社会貢献度等	地理的条件（市内業者に限る。）	本市入札参加有資格者としての登録期間	令和４年度以前から引き続き登録がある。	0.5
			令和５年度以降の登録である。	0.0
	障害者の雇用	障害者の雇用状況	障害者の雇用状況報告の義務がある事業所 →法定雇用障害者数以上の数を雇用している又は堺市障害者雇用貢献企業である。	1.0
			障害者の雇用状況報告の義務がない事業所 →障害者を１人以上雇用している又は堺市障害者雇用貢献企業である。	0.0
	防災協定に基づく活動	(１) 本市との防災協定の締結	締結している。	0.5
			締結していない。	0.0
		(２) 過去３年間（令和４年度以降）の（１）に掲げる防災協定に基づく防災活動の実施又は防災訓練への参加	(１)に掲げる防災協定を締結した者が、次のいずれかに該当する取組みを行った場合 ①過去３年間（令和４年度以降）における、本市との間で締結した防災協定に基づく防災活動の実施 ②防災協定に基づく規程類を整備し、かつ当該規程類の実効性を確保するため本市が主催する防災訓練に参加したこと（過去３年間（令和４年度以降）における参加に限る。）	0.5
			いずれにも該当しない。	0.0
	建設機械の保有	市内営業所（建設業法上の営業所に限らない。）における建設機械の保有状況	１台以上保有している。	1.0
			保有していない。	0.0
	刑務所出所者等の雇用等	法務省大阪保護観察所に協力雇用主として登録し、本市在住の「保護観察」又は「更生緊急保護」の対象者の雇用状況又は講習会等の実施状況（過去２年間（令和５年度以降）における実績に限る。）	対象者の雇用実績がある。	1.0
			事業所見学会や職場体験講習の実施実績がある。	0.5
			いずれにも該当しない。	0.0
	ワーク・ライフ・バランス等推進の取組	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律、次世代育成支援対策推進法又は青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定の取得状況	えるぼし認定、プラチナえるぼし認定、トライくるみん認定、くるみん認定、プラチナくるみん認定又はユースエール認定のいずれかを取得している。	1.0
			いずれにも該当しない。	0.0

	若手技術者及び女性技術者の活用	若手技術者及び女性技術者の活用状況	配置予定技術者が、次のいずれかに該当している。 ①年齢が40歳以下である。 ②性別が女性である。	1.0
			いずれにも該当しない。	0.0
	建設キャリアアップシステムの活用	建設キャリアアップシステムにおける事業者登録の状況	登録している	1.0
			登録していない。	0.0
	市内下請の活用	市内下請の活用状況	一次下請に占める市内業者（本市内に本店を有する者）数の割合が60%以上の場合又は市内業者が元請で下請を使用しない場合	1.0
			いずれにも該当しない。	0.0
	資材の市内調達	資材の市内調達状況	指定する資材を全て市内業者（本市内に本店、支店、営業所、工場等を有する者）から調達する場合	1.0
			該当しない。	0.0
	履行義務違反	評価内容に係る履行義務違反	履行義務違反がない。	0.0
			履行義務違反がある。	-2.0

(2) 特別簡易型（Ⅰ型）における審査・評価

特別簡易型（Ⅰ型）を適用する工事においては、簡易型と異なり、簡易な施工計画を評価項目とせず、工事成績評定点及び配置予定技術者の能力等を評価することにより、本市が指示する仕様に基づいて、適切かつ確実に工事を遂行する能力を有するかを確認します。

また、本市との防災協定の有無等の地域貢献度・社会貢献度等を評価することにより、本市域内で円滑に工事を施工する能力を有しているかを評価します。

以下に特別簡易型（Ⅰ型）における評価項目、評価基準及び加算点の設定例を示します。

<設定例（舗装工事）>

評価分類	評価項目	具体的評価項目	評価基準	加算点
企業の 施工能力	工事成績評定点	過去5年間（令和2年1月1日から令和6年12月31日まで）の本市（本市上下水道局を含む。以下同じ。）発注工事の同一業種（舗装工事）における工事成績評定点の平均点 ※工事実績のない場合は0点とします。	78点以上	3.0
			75点以上78点未満	2.0
			72点以上75点未満	1.0
			65点以上72点未満	0
			60点以上65点未満	-1.0
			60点未満	-2.0
	優良建設工事施工者表彰	過去2年間（表彰を受けた日の同月の公告案件から2年間）の本市発注の同一業種（舗装工事）における優良建設工事施工者表彰実績	表彰実績がある。	1.0
			表彰実績がない。	0.0
	ISO等の認証取得	本市契約先におけるISO9000シリーズ又はISO14001若しくはエコアクション21の認証取得	ISO9000シリーズ及びISO14001等（ISO14001又はエコアクション21）の両方を取得している。	1.0
			いずれかを取得している。	0.5
			いずれも取得していない。	0.0
	安全対策の取組	建設業労働災害防止協会への加入	加入している。	0.5
			加入していない。	0.0
	ICT活用工事の実績	過去1年間（令和6年度以降）のICT活用工事の施工実績	本市発注のICT活用工事の実績がある。	1.5
			本市以外の国、地方公共団体その他公共機関等発注のICT活用工事の実績がある。	1.0
			実績がない。	0.0

配置予定技術者の能力	入札参加者が①又は②のいずれかを選択	①配置予定技術者の施工経験	過去15年間（平成22年度以降）の現場代理人（有資格）、主任技術者又は監理技術者の同種工事（舗装工事）における施工経験（ただし、契約金額が3,000万円以上の工事から竣工まで全期間従事した実績に限る。）	5回以上	3.0
				3回以上5回未満	2.0
				1回以上3回未満	1.0
				いずれにも該当しない。	0.0
		②配置予定技術者の工事成績評定点	過去5年間（令和2年1月1日から令和6年12月31日まで）の配置予定技術者が現場代理人（有資格）、主任技術者又は監理技術者として従事した本市発注の同一業種（舗装工事）における工事成績評定点（ただし、着工から竣工まで全期間従事した実績に限る。）	「78点以上が1件かつ75点以上が1件」	3.0
				「78点以上が1件」又は「75点以上が2件」	2.0
				「75点以上が1件」	1.0
				いずれにも該当しない。	0.0
地域貢献度・社会貢献度等	地理的条件（市内業者に限る。）	本市入札参加有資格者としての登録期間		令和4年度以前から引き続き登録がある。	0.5
				令和5年度以降の登録である。	0.0
	障害者の雇用	障害者の雇用状況		障害者の雇用状況報告の義務がある事業所 →法定雇用障害者数以上の数を雇用している又は堺市障害者雇用貢献企業である。	1.0
				障害者の雇用状況報告の義務がない事業所 →障害者を1人以上雇用している又は堺市障害者雇用貢献企業である。	
				いずれにも該当しない。	0.0

防災協定に基づく活動	(1) 本市との防災協定の締結	締結している。	0.5
		締結していない。	0.0
	(2) 過去3年間（令和4年度以降）の（1）に掲げる防災協定に基づく防災活動の実施又は防災訓練への参加	（1）に掲げる防災協定を締結した者が、次のいずれかに該当する取組みを行った場合 ①過去3年間（令和4年度以降）における、本市との間で締結した防災協定に基づく防災活動の実施 ②防災協定に基づく規程類を整備し、かつ当該規程類の実効性を確保するため本市が主催する防災訓練に参加したこと（過去3年間（令和4年度以降）における参加に限る。）	0.5
		いずれにも該当しない。	0.0
建設機械の保有	市内営業所（建設業法上の営業所に限らない。）における建設機械の保有状況	1台以上保有している。	1.0
		保有していない。	0.0
刑務所出所者等の雇用等	法務省大阪保護観察所に協力雇用主として登録し、本市在住の「保護観察」又は「更生緊急保護」の対象者の雇用状況又は講習会等の実施状況（過去2年間（令和5年度以降）における実績に限る。）	対象者の雇用実績がある。	1.0
		事業所見学会や職場体験講習の実施実績がある。	0.5
		いずれにも該当しない。	0.0
ワーク・ライフ・バランス等推進の取組	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律、次世代育成支援対策推進法又は青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定の取得状況	えるばし認定、プラチナえるばし認定、トライくるみん認定、くるみん認定、プラチナくるみん認定又はユースエール認定のいずれかを取得している。	1.0
		いずれにも該当しない。	0.0
若手技術者及び女性技術者の活用	若手技術者及び女性技術者の活用状況	配置予定技術者が、次のいずれかに該当している。 ①年齢が40歳以下である。 ②性別が女性である。	1.0
		いずれにも該当しない。	0.0

	建設キャリアアップシステムの活用	建設キャリアアップシステムにおける事業者登録の状況	登録している	1.0
			登録していない。	0.0
	市内下請の活用	市内下請の活用状況	一次下請に占める市内業者（本市内に本店を有する者）数の割合が60%以上の場合又は市内業者が元請で下請を使用しない場合	1.0
			いずれにも該当しない。	0.0
	資材の市内調達	資材の市内調達状況	指定する資材を全て市内業者（本市内に本店、支店、営業所、工場等を有する者）から調達する場合	1.0
			該当しない。	0.0
履行義務違反	評価内容に係る履行義務違反	過去2年間の本市発注の総合評価落札方式適用工事における履行義務違反	履行義務違反がない。	0.0
			履行義務違反がある。	-2.0

7 情報公開

(1) 入札前

技術評価の評価基準等について、あらかじめ入札公告等において明らかにします。

- ア 総合評価落札方式の適用の旨
- イ 落札者の決定方法
- ウ 総合評価の方法
 - ・評価値の算定方法
 - ・技術評価点の配点
 - ・評価項目及び評価基準
- エ 技術資料の提出
 - ・提出書類
 - ・提出期限
- オ 技術資料に係る失格要件
- カ 技術資料に関するヒアリング
- キ 開札予定日時及び場所
- ク 総合評価の結果の公表
- ケ 評価内容の担保
- コ 評価結果に対する説明

(2) 落札者決定後

落札者を決定した場合は、堺市入札情報公開システムにおいて、以下の事項を速やかに公表します。

- ア 落札者名
- イ 落札者の技術評価点（特別簡易型の場合は自己採点の内容に基づく）
- ウ 落札者の入札金額
- エ 落札者の評価値（特別簡易型の場合は自己採点の内容に基づく）

8 その他の基本的事項

(1) 中立かつ公正な審査・評価の確保

ア 総合評価審査庁内委員会の審査

総合評価落札方式の実施に当たり、発注者の恣意性を排除し、中立かつ公正な審査・評価を行うため、堺市建設工事に係る土木系工事総合評価審査庁内委員会を設置し、対象工事ごとに審査を行います。

なお、総合評価審査庁内委員会の下に、必要に応じて作業部会を設置します。

イ 学識経験者の意見聴取

地方自治法施行令第167条の10の2第4項及び第5項並びに地方自治法施行規則第12条の4により、以下の手続を行う際には、2人以上の学識経験者からの意見を聴取します。

・落札者決定基準を定めようとするとき ※

※「簡易型」については、個別案件の公告を行うまでに意見を聴取します。

※「特別簡易型」については、原則、年度当初に定型的に設定した評価項目、配点、評価方法について意見を聴取し、個別案件については、意見聴取を行った評価項目等を適用するものとします。

・落札者を決定しようとするとき ※

※落札者決定基準を定めようとするときの意見聴取において、落札者を決定しようとするときにも改めて意見聴取を行う必要があるとの意見が学識経験者から述べられた場合

本市では、中立・公正な立場から判断することができる者として、行政職員（国土交通省近畿地方整備局の職員）及び大学教授等を対象に、総合評価審査庁内委員会において学識経験者を選任し、個々の工事ごとに、その選任された者のうち、2人以上から意見を聴取します。

(2) 説明要求等の対応

技術評価点に係る説明要求等については、評価結果の通知の日の翌日から起算して、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除く1日以内（簡易型の場合は5日以内）に、原則として書面により工事担当課において受け付け、適切な説明を行います。

（３）評価内容の担保

受注者は、加算点が付与された評価内容について責任を持って確実に履行しなければなりません。履行状況については、施工中及び施工完了時に受発注者間で確認します。

なお、次のアからエまでの評価項目について、契約締結後、入札時の評価内容が履行されない又は評価内容に変更が生じた場合は、原則として工事成績評定点から減ずることとします。

また、当該不履行が受注者の責による場合には、履行義務違反の認定日（原則として工事検査確認日）から以後２年間に発注される総合評価落札方式の対象となる案件において、技術評価点から減点を行います。

さらに、評価された内容に対する履行状況が、悪質と認められる場合は、入札参加停止等の措置を講じます。

ア 簡易な施工計画（簡易型のみ）に係る評価項目

技術資料の簡易な施工計画に記載し、加算点が付与された評価内容を履行しなかった場合

イ 配置予定技術者に係る評価項目（「配置予定技術者の施工経験」、「配置予定技術者の工事成績評定点」及び「若手技術者及び女性技術者の活用」）

配置予定技術者の変更により、加算点が付与された評価内容に変更が生じた場合

ウ 「障害者の雇用」及び「建設機械の保有」

技術資料の記載に反する事実が判明し、加算点が付与された評価内容に変更が生じた場合

エ 「市内下請の活用」及び「資材の市内調達」

下請及び資材に係る契約状況の変更により、加算点が付与された評価内容に変更が生じた場合

なお、契約状況は、施工完了時に下請負人通知書、施工体制台帳、契約書等で確認します。

【参考】

地方自治法施行令＜抜粋＞

（総合評価落札方式）

第百六十七条の十の二 普通地方公共団体の長は、一般競争入札により当該普通地方公共団体の支出の原因となる契約を締結しようとする場合において、当該契約がその性質又は目的から地方自治法第二百三十四条第三項本文又は前条の規定により難しいものであるときは、これらの規定にかかわらず、予定価格の制限の範囲内の価格をもつて申込みをした者のうち、価格その他の条件が当該普通地方公共団体にとって最も有利なものをもつて申込みをした者を落札者とすることができる。

（低入札価格調査制度による総合評価落札方式）

2 普通地方公共団体の長は、前項の規定により工事又は製造その他についての請負の契約を締結しようとする場合において、落札者となるべき者の当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めるときは、同項の規定にかかわらず、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもつて申込みをした他の者のうち、価格その他の条件が当該普通地方公共団体にとって最も有利なものをもつて申込みをした者を落札者とすることができる。

（落札者決定基準）

3 普通地方公共団体の長は、前二項の規定により落札者を決定する一般競争入札（以下「総合評価一般競争入札」という。）を行おうとするときは、あらかじめ、当該総合評価一般競争入札に係る申込みのうち価格その他の条件が当該普通地方公共団体にとって最も有利なものを決定するための基準（以下「落札者決定基準」という。）を定めなければならない。

（落札者決定基準を定めようとするときに行う学識経験者への意見聴取）

4 普通地方公共団体の長は、落札者決定基準を定めようとするときは、総務省令で定めるところにより、あらかじめ、学識経験を有する者（次項において「学識経験者」という。）の意見を聴かなければならない。

（落札者を決定しようとするときに行う学識経験者への意見聴取）

5 普通地方公共団体の長は、前項の規定による意見の聴取において、併せて、当該落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて意見を聴くものとし、改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、当該落札者を決定しようとするときに、あらかじめ、学識経験者の意見を聴かなければならない。

（総合評価一般競争入札における公告）

6 普通地方公共団体の長は、総合評価一般競争入札を行おうとする場合において、当該契約について第百六十七条の六第一項の規定により公告するときは、同項の規定により公告をしなければならない事項及び同条第二項の規定により明らかにしておかなければならない事項のほか、総合評価一般競争入札の方法による旨及び当該総合評価一般競争入札に係る落札者決定基準についても、公告をしなければならない。

地方自治法施行規則＜抜粋＞

（意見聴取に必要となる学識経験者数）

第十二条の四 普通地方公共団体の長は、地方自治法施行令第百六十七条の十の二第四項及び第五項（これらの規定を同令第百六十七条の十三において準用する場合を含む。）の規定により学識経験を有する者の意見を聴くときは、二人以上の学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。

**堺市上下水道局建設工事
総合評価落札方式ガイドライン
(令和7年度版)**

堺市上下水道局

目 次

1	はじめに	1
(1)	総合評価落札方式とは	1
(2)	落札者の決定方法	1
(3)	総合評価落札方式の適用対象工事	2
2	総合評価落札方式のタイプ	3
(1)	特別簡易型（Ⅰ型、Ⅱ型）	3
(2)	簡易型	3
(3)	標準型	3
(4)	高度技術提案型	3
3	各タイプにおける評価項目	5
4	基本となる配点及び評価方法	6
5	実施スケジュール	10
6	具体的なケースにおける評価基準及び加算点の設定例	12
(1)	簡易型における審査・評価	12
(2)	特別簡易型（Ⅰ型）における審査・評価	16
(3)	特別簡易型（Ⅱ型）における審査・評価	20
7	情報公開	21
(1)	入札前	21
(2)	落札者決定後	21
8	その他の基本的事項	22
(1)	中立かつ公正な審査・評価の確保	22
(2)	説明要求等の対応	22
(3)	評価内容の担保	23

【参考】地方自治法施行令及び地方自治法施行規則＜抜粋＞

1 はじめに

現在、国及び地方公共団体ともに厳しい財政状況にあり、公共投資が減少する中で企業間における価格競争が激化し、著しい低価格による入札が急増しています。これにより、粗雑工事の発生、下請業者や労働者へのしわ寄せ等による公共工事の品質の低下が懸念されています。

このような社会状況を踏まえ、平成 17 年 4 月に公共工事の品質確保を目的とした「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（品確法）が施行されました。この品確法では、公共工事の品質は「経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、確保されなければならない」とされており、この品確法の基本理念を実現する主要な取組として、総合評価落札方式の適用が示されています。

本市においても、平成 19 年度から総合評価落札方式を試行し、その試行結果や入札監視等委員会での様々な意見等を踏まえ、評価項目や得点配分等の検証及び見直しを行い、平成 21 年度から本格的に総合評価落札方式を実施しています。

本ガイドラインは、令和 7 年度の堺市上下水道局における総合評価落札方式に関する基本的事項を示すものです。なお、「(2) 落札者の決定方法」において、特別簡易型の場合は自己採点による審査（いわゆる「自己採点方式」）を用いることとしていますが、本市の事務の都合等により、これと異なる取扱いとする場合もあります。個別の案件に係る取扱いの詳細については、個別の入札説明書に記載しますので、必ずその都度確認してください。

（※堺市長発注分については、別に定めるガイドラインを御参照ください。）

（１）総合評価落札方式とは

総合評価落札方式とは、発注者が入札参加者に施工計画や施工能力等についての技術資料の提出を求め、入札参加者の技術的能力を適切に評価し、その技術評価点と価格を総合的に評価して、落札者を決定する方式です。

この方式は、従来の価格のみによって落札者を決定する方式と異なり、価格以外の多様な要素を考慮するという点で高い技術能力等を有する入札参加者が落札者となる可能性が高くなり、工事品質の確保及び向上、企業間における技術力競争の促進、談合の防止等の効果が期待できます。

（２）落札者の決定方法

総合評価落札方式においては、入札参加者は特別簡易型の場合は「自己採点表」を提出し、簡易型の場合は「技術資料及び簡易な施工計画」を提出することとし、あらかじめ設定した評価基準に基づく点数（加算点）と標準点（１００点）の合計点（技術評価点）を入札金額で除した数値（評価値）の最も高い入札参加者を落札候補者とします。（除算方式）

ただし、入札金額が低入札価格調査制度における調査基準価格を下回る場合は、以下のとおり入札金額が低いほど評価値も低くなります。

【入札金額が調査基準価格以上の場合】

技術評価点 ＝ 標準点（１００点）＋ 加算点

評 価 値 ＝ 技術評価点 ÷ 入札金額 × １００，０００，０００

【入札金額が調査基準価格未満の場合】

技術評価点 = 標準点（100点）＋加算点

評価値 = 技術評価点 / $\frac{\text{調査基準価格} + (\text{調査基準価格} - \text{入札価格})}{2}$ × 100,000,000

※評価値は、小数点以下第4位を切捨てとします。

※標準点は100点とし、各工事に応じて簡易型では28点、特別簡易型（Ⅰ型）では18点、特別簡易型（Ⅱ型）6点を加算点とします。

特別簡易型の場合は、落札候補者に対して、自己採点表の根拠資料である施工能力等についての技術資料の提出を求め、あらかじめ設定した評価基準に基づき評価し、審査を行います。

自己採点が過大であった場合は、当該評価項目の評価点を正しい点数に修正したものを評価点として扱います。自己採点が過少であった場合は、自己採点をそのまま評価点として扱います。

審査の結果、落札候補者の自己採点の内容が正しい場合は、その落札候補者を落札者とします。

また、自己採点の内容に誤りがあった場合で、当該誤りについて上述のとおりとした結果、順位が変動しない場合についても、その落札候補者を落札者とします。

一方、自己採点の内容に誤りがあった場合で、当該誤りについて上述のとおりとした結果、順位が変動した場合は、その落札候補者を落札者とせず、次に評価値が高い入札参加者を落札候補者として、審査を行います。

なお、自己採点表等の技術資料に虚偽記載があった場合は、入札参加停止等の措置を講じる可能性があります。

（３）総合評価落札方式の適用対象工事

本市において、総合評価落札方式の適用対象となる工事は、原則として低入札価格調査制度の対象工事とします。

これは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）が最低制限価格を設定する工事での総合評価落札方式の適用を認めていないためです。また、総合評価落札方式が適切に機能するためには、低入札価格調査によりダンピング受注を排除する必要があります。

なお、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される建設工事については、総合評価落札方式の適用及び評価項目の設定は、本ガイドラインによらず、発注案件ごとに定めるものとします。

2 総合評価落札方式のタイプ

国の「地方公共団体向け総合評価実施マニュアル」では、工事の特性（規模や技術的な工夫の余地など）に応じて、特別簡易型、簡易型、標準型、高度技術提案型の4つのタイプが提示されています。

本市においては、工事の内容等を考慮して、主に特別簡易型（Ⅰ型、Ⅱ型）と簡易型のいずれかを実施します。

（１）特別簡易型（Ⅰ型、Ⅱ型）

特別簡易型は、技術的な工夫の余地が小さい一般的な工事を対象に、発注者が示す仕様に基づき、適切で確実な施工を行う能力を求める場合に適用します。

特別簡易型（Ⅰ型）では、簡易な施工計画の評価を要件とせず、「工事成績評定点、配置予定技術者の能力、ISO等の認証取得の有無、安全対策の取組及び地域貢献度・社会貢献度等」に基づいて評価される技術力と価格との総合評価を行います。

特別簡易型（Ⅱ型）では、技術評価項目を特別簡易型（Ⅰ型）よりも限定し、「工事成績評定点、配置予定技術者の能力、安全対策の取組及び地域貢献度等」のみとします。これらの項目に基づいて評価される技術力と価格との総合評価を行います。なお、特別簡易型（Ⅱ型）は、令和7年度から令和11年度まで5年間を目処として実施します。

（２）簡易型

簡易型は、技術的な工夫の余地が小さい工事を対象に、発注者が示す仕様に基づき、適切で確実な施工を行う能力を求める場合に適用します。

簡易型では、簡易な施工計画、工事成績評定点、配置予定技術者の能力、ISO等の認証取得の有無、安全対策の取組及び地域貢献度・社会貢献度等に基づいて評価される技術力と価格との総合評価を行います。

（３）標準型

標準型は、技術的な工夫の余地が大きい工事を対象に、発注者が示す標準的な仕様に対し、社会的要請の高い特定の課題について施工上の工夫等の技術提案を求めることにより、民間企業の優れた技術力を活用し、公共工事の品質をより高めることを期待する場合に適用します。

標準型では、発注者が標準案に基づき算定した工事価格を予定価格とし、その範囲内で提案される施工上の工夫等の技術提案と価格との総合評価を行います。

（４）高度技術提案型

高度技術提案型は、技術的な工夫の余地が大きい工事を対象に、社会的要請の高い特定の課題に

ついて特殊な施工方法等を含む高度な技術提案を求めることにより、民間企業の優れた技術力を活用し、公共工事の品質をより高めることを期待する場合に適用します。

高度技術提案型では、より優れた技術提案とするために、発注者と入札参加者の技術対話を通じて技術提案の改善を行うとともに、技術提案に基づき予定価格を作成した上で、技術提案と価格との総合評価を行います。

3 各タイプにおける評価項目

総合評価落札方式の評価項目については、以下の表のとおり、各タイプによって基本的な項目を定めています。

評価分類	評価項目		タイプ			
			特別簡易型		簡易型	(参考) 標準型
			I 型	II 型		
技術提案	工事ごとに 3 項目程度設定		×	×	×	●
簡易な施工計画 (※1)	工程管理に係わる技術的所見		×	×	●	×
	品質管理に係わる技術的所見		×	×	●	×
	施工上の課題に対する技術的所見		×	×	●	×
	安全管理に留意すべき事項		×	×	●	×
	施工上配慮すべき事項		×	×	●	×
	工程表		×	×	●	×
企業の施工能力 (※2)	工事成績評定点 (本市発注の同一業種に限る。)		●	●	●	●
	優良建設工事施工者表彰 (本市発注の同一業種に限る。)		●	×	●	●
	I S O 等の認証取得 (本市契約先に限る。)		●	×	●	●
	安全対策の取組 (建設業労働災害防止協会への加入)		●	●	●	●
配置予定技術者の能力 (※2)	ず①入れ又札かは参を②加選の者扱いが	①配置予定技術者の 施工経験	●	●	●	●
		②配置予定技術者の 工事成績評定点 (本市発注の同一業種に限る。)				
地域貢献度・ 社会貢献度等 (※2)	地理的条件 (市内業者に限る。)		●	●	●	●
	障害者の雇用		●	×	●	●
	防災協定に基づく活動 (本市との防災協定の締結等)		●	×	●	●
	建設機械の保有 (市内営業所での保有に限る。)		●	×	●	●
	刑務所出所者等の雇用等		●	×	●	●
	ワーク・ライフ・バランス等 推進の取組		●	×	●	●
	若手技術者及び女性技術者の活用		●	×	●	●
	建設キャリアアップシステムの活用		●	×	●	●
	市内下請の活用		●	●	●	●
	資材の市内調達		●	●	●	●
履行義務違反	評価内容に係る 履行義務違反		●	●	●	●

※1 工事の内容に応じて 6 つの評価項目のうち 2 項目以上設定

※2 特別簡易型（I 型、II 型）は、「簡易な施工計画」以外の評価分類が自己採点の対象

4 基本となる配点及び評価方法

上下水道局における簡易型と特別簡易型の評価項目（簡易な施工計画、企業の施工能力等）の基本となる配点及び評価方法については、以下の表のとおりです。

ただし、これらの配点及び評価方法は、基本となるモデルを示すものであり、工事の業種及び性質を総合的に考慮し、個々の工事の特性に応じた落札者決定基準を総合評価審査庁内委員会の審議及び学識経験者の意見聴取を経て決定します。

評価分類	評価項目	評価基準及び配点	加算点
簡易な 施工計画	工程管理に係わる 技術的所見	工事の内容に応じて6つの評価項目のうち2項目以上を設定し、適切に配点する。 また、評価基準については、次の4段階で評価する。 ・現場条件を踏まえて考慮すべき事項が適切に記載されている。 (満点) ・概ね適切に記載されている。 (満点の半分) ・一般的な事項のみの記載となっている。 (0点) ・不適切である。(未記載を含む。) (欠格) ※欠格の場合は、当該入札に参加することができません。	10点
	品質管理に係わる 技術的所見		
	施工上の課題に対する 技術的所見		
	安全管理に留意すべき 事項		
	施工上配慮すべき事項		
	工程表		
企業の 施工能力	工事成績評定点	過去5年間(令和2年1月1日から令和6年12月31日まで)の本市(上下水道局を含む。以下同じ。)発注の同一業種における工事成績評定点の平均点 ※工事实績のない場合は0点とします。 ※その他工事は、許可業種が異なっても同一業種として取り扱います。 ※申請者が共同企業体である場合は、代表構成員、他の構成員ごとに工事成績評定点の平均点を算出し、当該平均点に基づく各者の加算点(工事实績のない場合は、加算点は0点)を各々の出資比率で案分し、それら加算点を合計した点を加算点とします。 ・7.8点以上 (3点) ・7.5点以上7.8点未満 (2点) ・7.2点以上7.5点未満 (1点) ・6.5点以上7.2点未満 (0点) ・6.0点以上6.5点未満 (-1点) ・6.0点未満 (-2点)	3点
	優良建設工事 施工者表彰	過去2年間の本市発注の同一業種における優良建設工事施工者表彰実績 ※評価対象期間は、表彰を受けた日の同月の公告案件から2年間とする。 ※その他工事は、許可業種が異なっても同一業種として取り扱います。 ※共同企業体での表彰実績を評価申請する場合、加算点は出資比率で案分します。 ※条件を満たす表彰実績1件につき、入札公告で定められた期間ごとに1回、評価申請することができます。 ただし、落札者とならなかった場合は、評価申請した案件の翌々月以降に公告する案件に、再度評価申請することができます。 ※表彰を受けた日から技術資料提出締切日までに本市の入札参加停止又は入札参加除外を受けている場合は、加算しません。 ・表彰実績がある。 (1点) ・表彰実績がない。 (0点)	1点

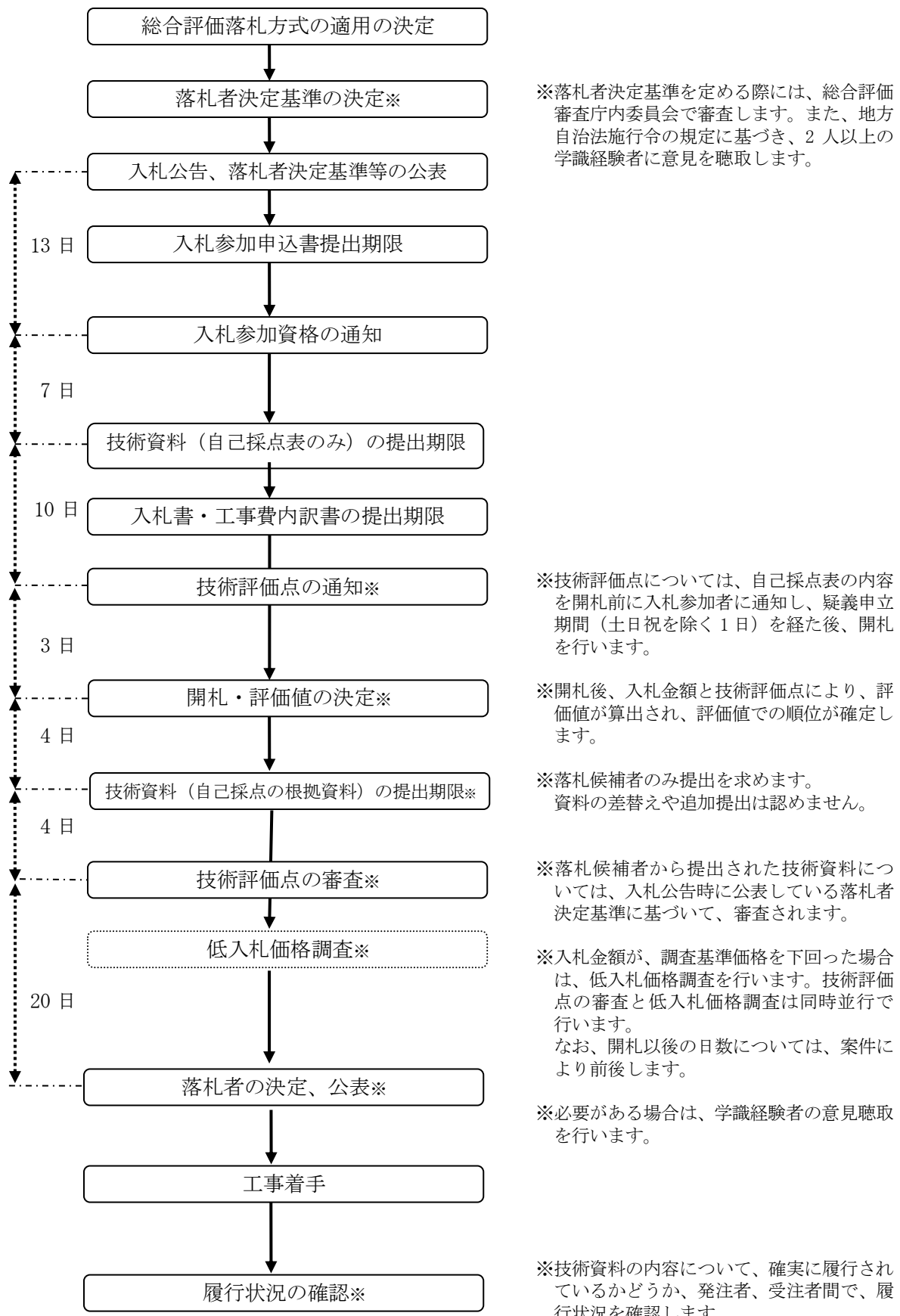
	I S O等の認証取得		本市契約先におけるI S O 9 0 0 0シリーズ又はI S O 1 4 0 0 1若しくはエコアクション2 1の認証取得 ・I S O 9 0 0 0シリーズ及びI S O 1 4 0 0 1等（I S O 1 4 0 0 1又はエコアクション2 1）の両方を取得している。 （ 1点） ・いずれかを取得している。（0. 5点） ・いずれも取得していない。（ 0点）	1点
	安全対策の取組		建設業労働災害防止協会への加入 ・加入している。（0. 5点） ・加入していない。（ 0点）	0. 5点
配置予定技術者の能力	入札参加者が①又は②のいずれかを選択	①配置予定技術者の施工経験	過去1 5年間（平成2 2年度以降）の国、地方公共団体その他公共機関等発注の同種工事における現場代理人（有資格）、主任技術者又は監理技術者の施工経験 ただし、契約金額が3, 0 0 0万円（建築一式工事の場合は4, 5 0 0万円）以上の工事では着工から竣工まで全期間従事した実績に限る。 ※甲型共同企業体として完成した工事の場合は、代表構成員又は出資比率が2 0 %以上の他の構成員の現場代理人（有資格）、主任技術者又は監理技術者としての施工経験に限る。 ※現場代理人（有資格）とは、過去工事に従事した時点において監理技術者資格者証の交付を受けていた者をいう。 ・5回以上（3点） ・3回以上5回未満（2点） ・1回以上3回未満（1点） ・いずれにも該当しない。（0点）	3点
		②配置予定技術者の工事成績評定点	過去5年間（令和2年1月1日から令和6年12月31日まで）の配置予定技術者が現場代理人（有資格）、主任技術者又は監理技術者として従事した本市発注の同一業種における工事成績評定点 ただし、着工から竣工まで全期間従事した実績に限る。 ※その他工事は、許可業種が異なっても同一業種として取扱います。 ※甲型共同企業体として完成した工事の場合は、代表構成員又は出資比率が2 0 %以上の他の構成員の現場代理人（有資格）、主任技術者又は監理技術者としての施工経験に限る。 ※現場代理人（有資格）とは、過去工事に従事した時点において監理技術者資格者証の交付を受けていた者をいう。 ・「7 8点以上が1件かつ7 5点以上が1件」（3点） ・「7 8点以上が1件」又は「7 5点以上が2件」（2点） ・「7 5点以上が1件」（1点） ・いずれにも該当しない。（0点）	3点
地域貢献度・社会貢献度等	地理的条件 （市内業者に限る。）		本市入札参加有資格者としての登録期間 ・令和4年度以前から引き続き登録がある。（0. 5点） ・令和5年度以降の登録である。（ 0点）	0. 5点
	障害者の雇用		障害者の雇用状況 ・法定雇用障害者数以上の数を雇用している若しくは障害者の雇用状況報告の義務はないが1人以上雇用している又は堺市障害者雇用貢献企業である。（1点） ・いずれにも該当しない。（0点）	1点

防災協定に基づく活動	(1) 入札参加者又は入札参加者の所属している社団法人等の団体と本市との防災協定の締結 ・締結している。(0.5点) ・締結していない。(0点) (2) (1)に掲げる防災協定に基づく防災活動の実施又は防災訓練への参加 ・(1)に掲げる防災協定を締結した者が、次のいずれかに該当する取組を行ったこと。(0.5点) ①過去3年間(令和4年度以降)における、本市との間で締結した防災協定に基づく防災活動の実施 ②防災協定に基づく規程類を整備し、かつ、当該規程類の実効性を確保するため本市が主催する防災訓練に参加したこと(過去3年間(令和4年度以降)における参加に限る。) ・いずれにも該当しない。(0点)	1点
建設機械の保有	市内営業所(建設業法上の営業所に限らない。)における建設機械の保有状況 ・1台以上保有している。(1点) ・保有していない。(0点)	1点
刑務所出所者等の雇用等	法務省大阪保護観察所に協力雇用主として登録し、本市在住の「保護観察」又は「更生緊急保護」の対象者の雇用状況又は講習会等の実施状況(過去2年間(令和5年度以降)における実績に限る。) ・対象者の雇用実績がある。(1点) ・事業所見学会や職場体験講習の実施実績がある。(0.5点) ・いずれにも該当しない。(0点)	1点
ワーク・ライフ・バランス等推進の取組	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律、次世代育成支援対策推進法又は青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定の取得状況 ・次のいずれかの認定を取得している。(1点) ①えるぼし認定又はプラチナえるぼし認定 ②トライくるみん認定、くるみん認定又はプラチナくるみん認定 ③ユースエール認定 ・いずれにも該当しない。(0点)	1点
若手技術者及び女性技術者の活用	若手技術者及び女性技術者の活用状況 ・配置予定技術者が、次のいずれかに該当している。(1点) ①年齢が40歳以下である。 ②性別が女性である。 ・いずれにも該当しない。(0点)	1点
建設キャリアアップシステムの活用	建設キャリアアップシステムにおける事業者登録の状況 ・登録している。(1点) ・登録していない。(0点)	1点
市内下請の活用	市内下請の活用状況 ・一次下請に占める市内業者(本市内に本店を有する者)数の割合が60%以上の場合又は市内業者が元請で下請を使用しない場合。(1点) ・いずれにも該当しない。(0点)	1点

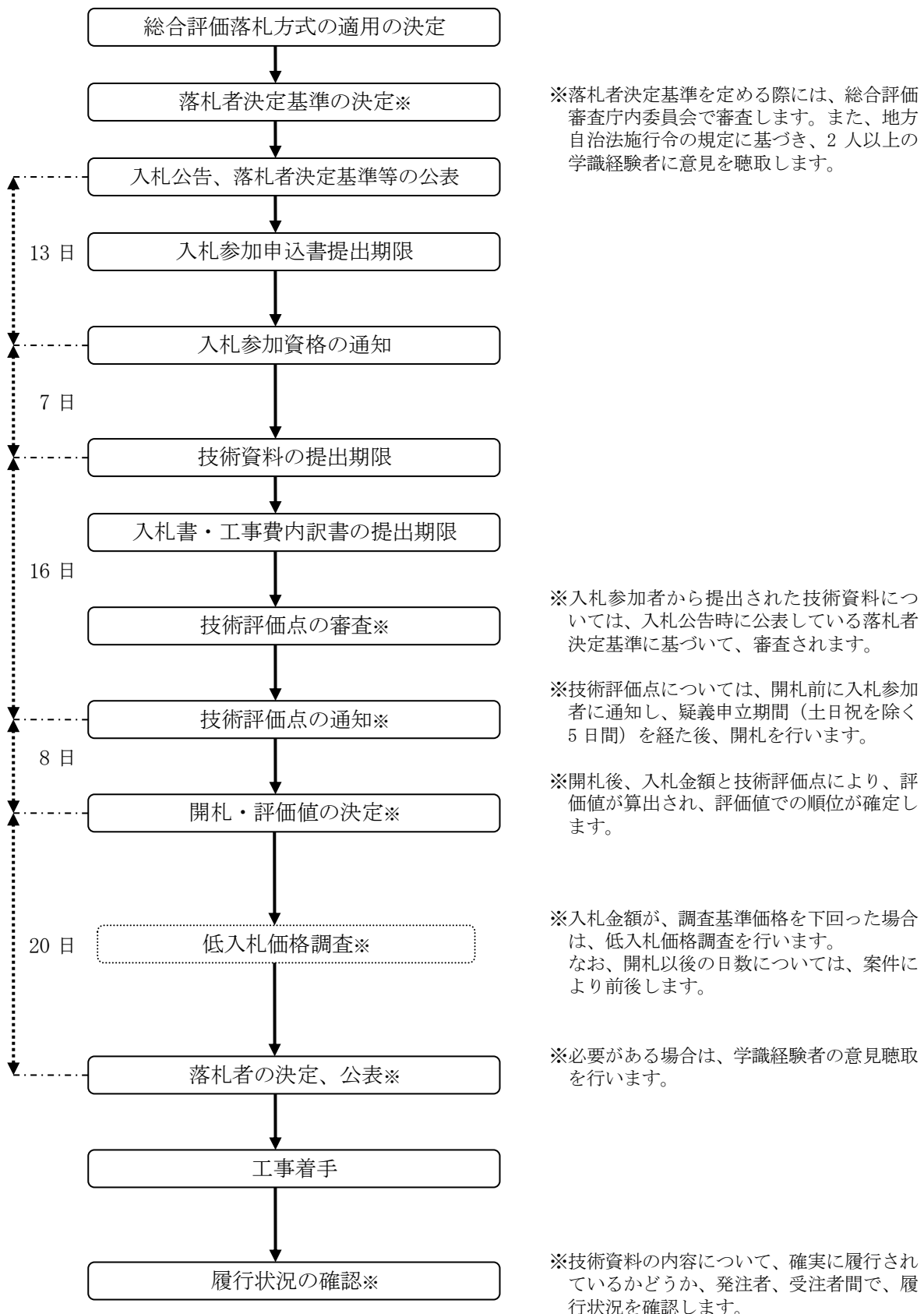
	資材の市内調達	資材の市内調達状況 ・土木系：指定する資材を全て市内業者（本市内に本店、支店、営業所、工場等を有する者）から調達する場合 (1点) ・建築系：指定する工種別科目に含まれる資材の購入契約業者に占める市内業者（本市内に本店、支店、営業所、工場等を有する者）数の割合が60%以上の場合 (1点) ・該当しない。 (0点)	1点	
履行義務違反	評価内容に係る履行義務違反	過去2年間の本市発注の総合評価落札方式適用工事における履行義務違反 ・履行義務違反がない。(0点) ・履行義務違反がある。(-2点)	-2点	

5 実施スケジュール

本市における総合評価落札方式（特別簡易型（Ⅰ型、Ⅱ型））の標準的な実施スケジュールは以下のとおりです。



本市における総合評価落札方式（簡易型）の標準的な実施スケジュールは以下のとおりです。



6 具体的なケースにおける評価基準及び加算点の設定例

(1) 簡易型における審査・評価

簡易型を適用する工事においては、簡易な施工計画、工事成績評定点及び配置予定技術者の能力等を評価することにより、本市が指示する仕様に基づいて、適切かつ確実に工事を遂行する能力を有するかを確認します。また、本市との防災協定の有無等の地域貢献度・社会貢献度等を評価することにより、本市域内で円滑に工事を施工する能力を有しているかを評価します。

以下に簡易型における評価項目、評価基準及び加算点の設定例を示します。

＜設定例（土木工事の場合）＞

評価分類	評価項目	具体的評価項目	評価基準	加算点
簡易な 施工計画	施工上の課題に対する技術的所見	開削工法における施工方法の妥当性	現場条件を踏まえて考慮すべき事項が適切に記載されている。	4.0
			概ね適切に記載されている。	2.0
			一般的な事項のみの記載となっている。	0.0
			不適切である。（未記載を含む。）	欠 格
	安全管理に留意すべき事項	施工中の安全管理の実施方法の妥当性	現場条件を踏まえて考慮すべき事項が適切に記載されている。	3.0
			概ね適切に記載されている。	1.5
			一般的な事項のみの記載となっている。	0.0
			不適切である。（未記載を含む。）	欠 格
	品質管理に係わる技術的所見	品質確保に係わる確認方法に配慮すべき事項の妥当性	現場条件を踏まえて考慮すべき事項が適切に記載されている。	3.0
			概ね適切に記載されている。	1.5
			一般的な事項のみの記載となっている。	0.0
			不適切である。（未記載を含む。）	欠 格
企業の 施工能力	工事成績評定点	過去5年間（令和2年1月1日から令和6年12月31日まで）の本市（上下水道局を含む。以下同じ。）発注工事の同一業種（土木工事）における工事成績評定点の平均点 ※工事実績のない場合は0点とします。	78点以上	3.0
			75点以上78点未満	2.0
			72点以上75点未満	1.0
			65点以上72点未満	0
			60点以上65点未満	-1.0
			60点未満	-2.0
	優良建設工事施工者表彰	過去2年間（表彰を受けた日の同月の公告案件から2年間）の本市発注の同一業種（土木工事）における優良建設工事施工者表彰実績	表彰実績がある。	1.0
			表彰実績がない。	0.0

	I S O等の認証取得	本市契約先におけるI S O 9 0 0 0シリーズ又はI S O 1 4 0 0 1若しくはエコアクション21の認証取得	I S O 9 0 0 0シリーズ及びI S O 1 4 0 0 1等（I S O 1 4 0 0 1又はエコアクション21）の両方を取得している。	1.0
			いずれかを取得している。	0.5
			いずれも取得していない。	0.0
	安全対策の取組	建設業労働災害防止協会への加入	加入している。	0.5
			加入していない。	0.0
配置予定技術者の能力	入札参加者が①又は②のいずれかを選択	①配置予定技術者の施工経験 過去15年間（平成22年度以降）の現場代理人（有資格）、主任技術者又は監理技術者の同種工事（土木一式工事）における施工経験 （ただし、契約金額が3,000万円以上の工事から竣工まで全期間従事した実績に限る。）	5回以上	3.0
			3回以上5回未満	2.0
			1回以上3回未満	1.0
			いずれにも該当しない。	0.0
		②配置予定技術者の工事成績評定点 過去5年間（令和2年1月1日から令和6年12月31日まで）の配置予定技術者が現場代理人（有資格）、主任技術者又は監理技術者として従事した本市発注の同一業種（土木工事）における工事成績評定点 （ただし、着工から竣工まで全期間従事した実績に限る。）	「78点以上が1件かつ75点以上が1件」	3.0
			「78点以上が1件」又は「75点以上が2件」	2.0
			「75点以上が1件」	1.0
			いずれにも該当しない。	0.0
地域貢献度・社会貢献度等	地理的条件（市内業者に限る。）	本市入札参加有資格者としての登録期間	令和4年度以前から引き続き登録がある。	0.5
			令和5年度以降の登録である。	0.0

障害者の雇用	障害者の雇用状況	障害者の雇用状況報告の義務がある事業所 →法定雇用障害者数以上の数を雇用している又は堺市障害者雇用貢献企業である。	1.0
		障害者の雇用状況報告の義務がない事業所 →障害者を1人以上雇用している又は堺市障害者雇用貢献企業である。	0.0
防災協定に基づく活動	(1) 本市との防災協定の締結	締結している。	0.5
		締結していない。	0.0
	(2) 過去3年間（令和4年度以降）の（1）に掲げる防災協定に基づく防災活動の実施又は防災訓練への参加	(1) に掲げる防災協定を締結した者が、次のいずれかに該当する取組を行った場合 ①過去3年間（令和4年度以降）における、本市との間で締結した防災協定に基づく防災活動の実施 ②防災協定に基づく規程類を整備し、かつ当該規程類の実効性を確保するため本市が主催する防災訓練に参加したこと（過去3年間（令和4年度以降）における参加に限る。）。	0.5
		いずれにも該当しない。	0.0
建設機械の保有	市内営業所（建設業法上の営業所に限らない。）における建設機械の保有状況	1台以上保有している。	1.0
		保有していない。	0.0
刑務所出所者等の雇用等	法務省大阪保護観察所に協力雇用主として登録し、本市在住の「保護観察」又は「更生緊急保護」の対象者の雇用状況又は講習会等の実施状況（過去2年間（令和5年度以降）における実績に限る。）	対象者の雇用実績がある。	1.0
		事業所見学会や職場体験講習の実施実績がある。	0.5
		いずれにも該当しない。	0.0
ワーク・ライフ・バランス等推進の取組	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律、次世代育成支援対策推進法又は青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定の取得状況	えるばし認定、プラチナえるばし認定、トライくるみん認定、くるみん認定、プラチナくるみん認定又はユースエール認定のいずれかを取得している。	1.0
		いずれにも該当しない。	0.0
若手技術者及び女性技術者の活用	若手技術者及び女性技術者の活用状況	配置予定技術者が、次のいずれかに該当している。 ①年齢が40歳以下である。 ②性別が女性である。	1.0
		いずれにも該当しない。	0.0

	建設キャリアアップシステムの活用	建設キャリアアップシステムにおける事業者登録の状況	登録している。	1.0
			登録していない。	0.0
	市内下請の活用	市内下請の活用状況	一次下請に占める市内業者（本市内に本店を有する者）数の割合が60%以上の場合又は市内業者が元請で下請を使用しない場合	1.0
			いずれにも該当しない。	0.0
	資材の市内調達	資材の市内調達状況	指定する資材を全て市内業者（本市内に本店、支店、営業所、工場等を有する者）から調達する場合	1.0
			該当しない。	0.0
履行義務違反	評価内容に係る履行義務違反	過去2年間の本市発注の総合評価落札方式適用工事における履行義務違反	履行義務違反がない。	0.0
			履行義務違反がある。	-2.0

（２）特別簡易型（Ⅰ型）における審査・評価

特別簡易型（Ⅰ型）を適用する工事においては、簡易型と異なり、簡易な施工計画を評価項目とせず、工事成績評定点及び配置予定技術者の能力等を評価することにより、本市が指示する仕様に基づいて、適切かつ確実に工事を遂行する能力を有するかを確認します。

また、本市との防災協定の有無等の地域貢献度・社会貢献度等を評価することにより、本市域内で円滑に工事を施工する能力を有しているかを評価します。

以下に特別簡易型（Ⅰ型）における評価項目、評価基準及び加算点の設定例を示します。

＜設定例（建築工事の場合）＞

評価分類	評価項目	具体的評価項目	評価基準	加算点
企業の 施工能力	工事成績評定点	過去５年間（令和２年１月１日から令和６年１２月３１日まで）の本市（上下水道局を含む。以下同じ。）発注工事の同一業種（建築工事）における工事成績評定点の平均点 ※工事实績のない場合は０点とします。	７８点以上	３.０
			７５点以上７８点未満	２.０
			７２点以上７５点未満	１.０
			６５点以上７２点未満	０
			６０点以上６５点未満	-１.０
			６０点未満	-２.０
	優良建設工事施工者表彰	過去２年間（表彰を受けた日の同月の公告案件から２年間）の本市発注の同一業種（建築工事）における優良建設工事施工者表彰実績	表彰実績がある。	１.０
			表彰実績がない。	０.０
	ＩＳＯ等の認証取得	本市契約先におけるＩＳＯ９０００シリーズ又はＩＳＯ１４００１若しくはエコアクション２１の認証取得	ＩＳＯ９０００シリーズ及びＩＳＯ１４００１等（ＩＳＯ１４００１又はエコアクション２１）の両方を取得している。	１.０
			いずれかを取得している。	０.５
			いずれも取得していない。	０.０
	安全対策の取組	建設業労働災害防止協会への加入	加入している。	０.５
			加入していない。	０.０

配置予定技術者の能力	入札参加者が①又は②のいずれかを選択	①配置 予定技術者の 施工経験	過去15年間（平成22年度以降）の現場代理人（有資格）、主任技術者又は監理技術者の同種工事（建築一式工事）における施工経験 （ただし、契約金額が3,000万円以上の工事では着工から竣工まで全期間従事した実績に限る。）	5回以上	3.0
				3回以上5回未満	2.0
				1回以上3回未満	1.0
				いずれにも該当しない。	0.0
		②配置 予定技術者の 工事成績評 定点	過去5年間（令和2年1月1日から令和6年12月31日まで）の配置予定技術者が現場代理人（有資格）、主任技術者又は監理技術者として従事した本市発注の同一業種（建築工事）における工事成績評定 点 （ただし、着工から竣工まで全期間従事した実績に限る。）	「78点以上が1件かつ75点以上が1件」	3.0
				「78点以上が1件」又は「75点以上が2件」	2.0
				「75点以上が1件」	1.0
				いずれにも該当しない。	0.0

地域貢献度・社会 貢献度等	地理的条件（市 内業者に限る。）	本市入札参加有資格者としての登録期間	令和4年度以前から引き続き登録がある。	0.5
			令和5年度以降の登録である。	0.0
	障害者の雇用	障害者の雇用状況	障害者の雇用状況報告の義務がある事業所 →法定雇用障害者数以上の数を雇用している又は堺市障害者雇用貢献企業である。	1.0
			障害者の雇用状況報告の義務がない事業所 →障害者を1人以上雇用している又は堺市障害者雇用貢献企業である。	
			いずれにも該当しない。	0.0

防災協定に基づく活動	(1) 本市との防災協定の締結	締結している。	0.5
		締結していない。	0.0
	(2) 過去3年間（令和4年度以降）の（1）に掲げる防災協定に基づく防災活動の実施又は防災訓練への参加	（1）に掲げる防災協定を締結した者が、次のいずれかに該当する取組を行った場合 ①過去3年間（令和4年度以降）における、本市との間で締結した防災協定に基づく防災活動の実施 ②防災協定に基づく規程類を整備し、かつ、当該規程類の実効性を確保するため本市が主催する防災訓練に参加したこと（過去3年間（令和4年度以降）における参加に限る。）。 いずれにも該当しない。	0.5 0.0
建設機械の保有	市内営業所（建設業法上の営業所に限らない。）における建設機械の保有状況	1台以上保有している。	1.0
		保有していない。	0.0
刑務所出所者等の雇用等	法務省大阪保護観察所に協力雇用主として登録し、本市在住の「保護観察」又は「更生緊急保護」の対象者の雇用状況又は講習会等の実施状況（過去2年間（令和5年度以降）における実績に限る。）	対象者の雇用実績がある。	1.0
		事業所見学会や職場体験講習の実施実績がある。	0.5
		いずれにも該当しない。	0.0
ワーク・ライフ・バランス等推進の取組	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律、次世代育成支援対策推進法又は青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定の取得状況	えるぼし認定、プラチナえるぼし認定、トライくるみん認定、くるみん認定、プラチナくるみん認定又はユースエール認定のいずれかを取得している。	1.0
		いずれにも該当しない。	0.0
若手技術者及び女性技術者の活用	若手技術者及び女性技術者の活用状況	配置予定技術者が、次のいずれかに該当している。 ①年齢が40歳以下である。 ②性別が女性である。	1.0
		いずれにも該当しない。	0.0

	建設キャリアアップシステムの活用	建設キャリアアップシステムにおける事業者登録の状況	登録している。	1.0
			登録していない。	0.0
	市内下請の活用	市内下請の活用状況	一次下請に占める市内業者（本市内に本店を有する者）数の割合が60%以上の場合又は市内業者が元請で下請を使用しない場合	1.0
			いずれにも該当しない。	0.0
	資材の市内調達	資材の市内調達状況	指定する工種別科目に含まれる資材の購入契約業者数に占める市内業者（本市内に本店、支店、営業所、工場等を有する者）数の割合が60%以上の場合	1.0
			該当しない。	0.0
履行義務違反	評価内容に係る履行義務違反	過去2年間の本市発注の総合評価落札方式適用工事における履行義務違反	履行義務違反がない。	0.0
			履行義務違反がある。	-2.0

（３）特別簡易型（Ⅱ型）における審査・評価

特別簡易型（Ⅱ型）では、技術評価項目を特別簡易型（Ⅰ型）よりも限定し、「工事成績評定点、配置予定技術者の能力、安全対策の取組及び地域貢献度等」のみとします。これらの項目に基づいて評価される技術力と価格との総合評価を行います。

以下に特別簡易型（Ⅱ型）における評価項目、評価基準及び加算点の設定例を示します。

＜設定例（電気工事）＞

評価分類	評価項目		具体的評価項目	評価基準	加算点
企業の 施工能力	工事成績評定点		過去５年間（令和２年１月１日から令和６年１２月３１日まで）の本市（本市上下水道局を含む。以下同じ。）発注工事の同一業種（電気工事）における工事成績評定点の平均点 ※工事実績のない場合は０点とします。	６５点以上	１.０
				６５点未満	０.０
	入札参加者が①又は②のいずれかを選択	①配置 予定技術者の 施工経験	過去１５年間（平成２２年度以降）の現場代理人（有資格）、主任技術者又は監理技術者の同種工事（電気工事）における施工経験 （ただし、契約金額が３,０００万円以上の工事では着工から竣工まで全期間従事した実績に限る。）	１回以上	１.０
				該当なし	０.０
		②配置 予定技術者の 工事成績評 定点	過去５年間（令和２年１月１日から令和６年１２月３１日まで）の配置予定技術者が現場代理人（有資格）、主任技術者又は監理技術者として従事した本市発注の同一業種（電気工事）における工事成績評定点 （ただし、着工から竣工まで全期間従事した実績に限る。）	６５点以上が１件以上	１.０
				該当なし	０.０
	安全対策の取組		建設業労働災害防止協会への加入	加入している。	１.０
				加入していない。	０.０
地域貢献 度・社会 貢献度等	地理的条件（市内業者に限る。）		本市入札参加有資格者としての登録期間	令和４年度以前から引き続き登録がある。	１.０
				令和５年度以降の登録である。	０.０

	市内下請の活用	市内下請の活用状況	一次下請に占める市内業者(本市内に本店を有する者)数の割合が60%以上の場合又は市内業者が元請で下請を使用しない場合	1.0
			いずれにも該当しない。	0.0
	資材の市内調達	資材の市内調達状況	指定する工種別科目に含まれる資材の購入契約業者数に占める市内業者(本市内に本店、支店、営業所、工場等を有する者)数の割合が60%以上の場合	1.0
			該当しない。	0.0
履行義務違反	評価内容に係る履行義務違反	過去2年間の本市発注の総合評価落札方式適用工事における履行義務違反	履行義務違反がない。	0.0
			履行義務違反がある。	-2.0

7 情報公開

(1) 入札前

技術評価の評価基準等について、あらかじめ入札公告等において明らかにします。

- ア 総合評価落札方式の適用の旨
- イ 落札者の決定方法
- ウ 総合評価の方法
 - ・評価値の算定方法
 - ・技術評価点の配点
 - ・評価項目及び評価基準
- エ 技術資料の提出
 - ・提出書類
 - ・提出期限
- オ 技術資料に係る失格要件
- カ 技術資料に関するヒアリング
- キ 開札予定日時及び場所
- ク 総合評価の結果の公表
- ケ 評価内容の担保
- コ 評価結果に対する説明

(2) 落札者決定後

落札者を決定した場合は、堺市入札情報公開システムにおいて、以下の事項を速やかに公表します。

- ア 落札者名
- イ 落札者の技術評価点（特別簡易型の場合は、自己採点の内容に基づく。）
- ウ 落札者の入札金額
- エ 落札者の評価値（特別簡易型の場合は、自己採点の内容に基づく。）

8 その他の基本的事項

(1) 中立かつ公正な審査・評価の確保

ア 総合評価審査庁内委員会の審査

総合評価落札方式の実施に当たり、発注者の恣意性を排除し、中立かつ公正な審査・評価を行うため、堺市上下水道局建設工事に係る総合評価審査庁内委員会（以下「委員会」といいます。）を設置し、対象工事ごとに審査を行います。

なお、委員会の下に、必要に応じて作業部会を設置します。

イ 学識経験者の意見聴取

地方自治法施行令第167条の10の2第4項及び第5項並びに地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第12条の4により、以下の手続を行う際には、2人以上の学識経験者からの意見を聴取します。

・落札者決定基準を定めようとするとき ※

※「簡易型」については、個別案件の公告を行うまでに意見を聴取します。

※「特別簡易型」については、原則、年度当初に定型的に設定した評価項目、配点、評価方法について意見を聴取し、個別案件については、意見聴取を行った評価項目等を適用するものとします。

・落札者を決定しようとするとき ※

※落札者決定基準を定めようとするときの意見聴取において、落札者を決定しようとするときにも改めて意見聴取を行う必要があるとの意見が学識経験者から述べられた場合

本市では、中立・公正な立場から判断することができる者として、行政職員（国土交通省近畿地方整備局の職員）及び大学教授等を対象に、委員会において学識経験者を選任し、個々の工事ごとに、その選任された者のうち、2人以上から意見を聴取します。

(2) 説明要求等の対応

技術評価点に係る説明要求等については、評価結果の通知の日の翌日から起算して、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除く1日以内（簡易型の場合は5日以内）に、原則として書面により工事担当課において受け付け、適切な説明を行います。

（３）評価内容の担保

受注者は、加算点が付与された評価内容について責任を持って確実に履行しなければなりません。履行状況については、施工中及び施工完了時に受発注者間で確認します。

なお、次のアからエまでの評価項目について、契約締結後、入札時の評価内容が履行されない又は評価内容に変更が生じた場合は、原則として工事成績評定点から減ずることとします。

また、当該不履行が受注者の責による場合には、履行義務違反の認定日（原則として工事検査確認日）から以後２年間に発注される総合評価落札方式の対象となる案件において、技術評価点から減点を行います。

さらに、評価された内容に対する履行状況が、悪質と認められる場合は、入札参加停止等の措置を講じます。

ア 簡易な施工計画（簡易型のみ）に係る評価項目

技術資料の簡易な施工計画に記載し、加算点が付与された評価内容を履行しなかった場合

イ 配置予定技術者に係る評価項目（「配置予定技術者の施工経験」、「配置予定技術者の工事成績評定点」及び「若手技術者及び女性技術者の活用」）

配置予定技術者の変更により、加算点が付与された評価内容に変更が生じた場合

ウ 「障害者の雇用」及び「建設機械の保有」

技術資料の記載に反する事実が判明し、加算点が付与された評価内容に変更が生じた場合

エ 「市内下請の活用」及び「資材の市内調達」

下請及び資材に係る契約状況の変更により、加算点が付与された評価内容に変更が生じた場合

なお、契約状況は、施工完了時に下請負人通知書、施工体制台帳、契約書等で確認します。

【参考】

地方自治法施行令＜抜粋＞

（総合評価落札方式）

第百六十七条の十の二 普通地方公共団体の長は、一般競争入札により当該普通地方公共団体の支出の原因となる契約を締結しようとする場合において、当該契約がその性質又は目的から地方自治法第二百三十四条第三項本文又は前条の規定により難しいものであるときは、これらの規定にかかわらず、予定価格の制限の範囲内の価格をもつて申込みをした者のうち、価格その他の条件が当該普通地方公共団体にとって最も有利なものをもつて申込みをした者を落札者とすることができる。

（低入札価格調査制度による総合評価落札方式）

2 普通地方公共団体の長は、前項の規定により工事又は製造その他についての請負の契約を締結しようとする場合において、落札者となるべき者の当該申込みに係る価格によつてはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適當であると認めるときは、同項の規定にかかわらず、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもつて申込みをした他の者のうち、価格その他の条件が当該普通地方公共団体にとって最も有利なものをもつて申込みをした者を落札者とすることができる。

（落札者決定基準）

3 普通地方公共団体の長は、前二項の規定により落札者を決定する一般競争入札（以下「総合評価一般競争入札」という。）を行おうとするときは、あらかじめ、当該総合評価一般競争入札に係る申込みのうち価格その他の条件が当該普通地方公共団体にとって最も有利なものを決定するための基準（以下「落札者決定基準」という。）を定めなければならない。

（落札者決定基準を定めようとするときに行う学識経験者への意見聴取）

4 普通地方公共団体の長は、落札者決定基準を定めようとするときは、総務省令で定めるところにより、あらかじめ、学識経験を有する者（次項において「学識経験者」という。）の意見を聴かなければならない。

（落札者を決定しようとするときに行う学識経験者への意見聴取）

5 普通地方公共団体の長は、前項の規定による意見の聴取において、併せて、当該落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて意見を聴くものとし、改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、当該落札者を決定しようとするときに、あらかじめ、学識経験者の意見を聴かなければならない。

（総合評価一般競争入札における公告）

6 普通地方公共団体の長は、総合評価一般競争入札を行おうとする場合において、当該契約について第百六十七条の六第一項の規定により公告するときは、同項の規定により公告をしなければならない事項及び同条第二項の規定により明らかにしておかなければならない事項のほか、総合評価一般競争入札の方法による旨及び当該総合評価一般競争入札に係る落札者決定基準についても、公告をしなければならない。

地方自治法施行規則＜抜粋＞

（意見聴取に必要となる学識経験者数）

第十二条の四 普通地方公共団体の長は、地方自治法施行令第百六十七条の十の二第四項及び第五項（これらの規定を同令第百六十七条の十三において準用する場合を含む。）の規定により学識経験を有する者の意見を聴くときは、二人以上の学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。

堺市建設工事低入札価格調査実施要領

1 趣旨

この要領は、堺市契約規則（昭和 50 年規則第 27 号。以下「規則」という。）第 19 条の 2 に規定する調査基準価格を設定した工事の入札において、当該価格を下回る価格をもって入札を行った者がある場合の当該入札価格の調査の方法等について、必要な手続を定めるものとする。

2 調査基準価格の設定

調査基準価格の設定の対象となる工事を入札に付そうとするときは、あらかじめ規則第 19 条の 2 第 1 項に規定する調査基準価格を定めるものとする。

3 入札参加者への周知

この要領に定める手続の円滑な実施を図るため、入札参加者に対し、入札公告等により次の事項について周知する。

- (1) 調査基準価格の設定があること。
- (2) 6（4）アに規定する基準（以下「数値的失格基準」という。）の採用の有無
- (3) 当該入札に係る工事費内訳書（種別、数量、単価等必要な事項を記載したもの。以下同じ。）を入札時に必ず提出すること。当該入札に係る工事費内訳書の提出がないとき又は当該工事費内訳書について適切に積算が行われていないと判断したときは、その者のした入札を無効とすること。
- (4) 調査基準価格を下回る価格をもって入札を行った者は、最低の価格をもって入札を行った者（堺市建設工事に係る総合評価落札方式の実施に関する要綱（以下「総合評価入札要綱」という。）第 2 条第 1 号の規定による総合評価落札方式により入札を実施した場合は、最も高い評価値であった者）であっても落札者とならない場合があること。
- (5) 調査基準価格を下回った入札を行った者は、事後の調査に協力すべきこと。

4 入札の執行

入札の結果にかかわらず落札決定を一旦保留し、入札を終了する。

5 調査の実施

- (1) 工事担当課長（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）の規定が適用される工事の場合は、「工事担当部長」と読み替える。以下同じ。ただし、7 の後段は除く。）は、調査基準価格を下回る最低の価格をもって入札を行った者（以下「低入札価格調査対象者」という。）が当該契約の内容に適合した履行がなされるか否かについての調査を実施する。この場合において、工事担当課長は速やかに低入札価格の調査を行うこととする。
- (2) 低入札価格調査対象者については、工事費内訳書の調査等を行い、落札者とするかどうか決定するため、落札者とならない場合がある。
- (3) 低入札価格調査対象者となるべき同価格の入札をした者が 2 以上ある場合は、くじによって低入札価格調査対象者を決定することとし、低入札価格調査対象者となるべき同価格の入札をした者は、くじを引くことを辞退してはならない。

6 調査の方法

- (1) 低入札価格調査対象者の入札金額及び工事費内訳書のほか、当該対象者から調査に必要な資料の提出を求め、事情聴取等により各工事費目（直接工事費、共通仮設費、現場管理費、

一般管理費)について調査する。

- (2) 当該契約の内容に適合した履行がなされると認めるか否かについて、市が算出した設計金額(以下単に「設計金額」という。)を基準とし、低入札価格調査対象者が作成した当該工事費内訳書の積算金額(以下単に「積算金額」という。)により、(4)に定める基準に基づき調査する。
- (3) 工事費内訳書の各工事費目の合計金額(消費税額等を除く。)が入札価格(消費税額等を除く。)よりも大きい場合は、その差を一般管理費から減算した金額で調査を実施する。
- (4) 調査は次のア及びイに掲げる一次調査、詳細調査を順に実施する。

ア 一次調査

入札金額に係る基準(入札金額が失格基準価格以上であること。なお、失格基準価格は、設計金額における各工事費目の額を用いて算出される次に掲げる金額の合計金額(1,000円未満切捨て)とする。)に基づき調査を行う。

- a 直接工事費の額に10分の8.7を乗じて得た額
- b 共通仮設費の額に10分の7.5を乗じて得た額
- c 現場管理費の額に10分の7.5を乗じて得た額
- d 一般管理費の額に10分の6.8を乗じて得た額

調査の結果、当該基準を満たす場合にあっては、引き続きイに掲げる詳細調査を実施し、当該基準を満たさない場合にあっては、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認め、落札者とししない。

なお、当該基準に基づく調査にあっては、あらかじめ工事担当課長が定めた失格基準価格に基づき、開札時に行うものとする。

イ 詳細調査

次のaからkまでの内容について、事情聴取等により工事費内訳書及び別表に定める調査資料に基づき、積算根拠の確認を行う。

低入札価格調査対象者は当該調査資料を落札候補者となった旨の通知を受けた日の翌日から起算して4日後(土曜日、日曜日、祝日及び年末年始の休日を除く。)の17時までに提出しなければならない。ただし、当該調査資料に代わり当該調査の辞退を届け出た場合にあっては、その届出をもって入札を無効とする。

低入札価格調査対象者は、調査資料の不足や内容の不備等がないよう、提出前に十分に確認することとし、工事担当課長は当該調査資料の不足や内容の不備等を提出時に確認しないこととする。

また、調査資料については、提出後の差し替え及び再提出を認めないものとする。ただし、工事担当課長の事情聴取等により、調査対象者に対し必要な添付書類を提出すべきことなどの教示を行った場合は、この限りではない。なお、当該教示は必ず行うものではなく、調査資料の不足や内容の不備等が認められる場合は教示を行わず、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認め、落札者とししない。

調査の結果、低入札価格調査対象者の積算根拠が適正であると判断される場合にあっては、落札者とし、工事費内訳書に記載された単価等について、算出根拠が適正でなく、当該工事全体の見積りが信頼性に欠けると判断した場合にあっては、落札者とししない。

- a 当該価格で入札した理由
- b 入札金額の内訳
- c 下請業者との関係(施工体制台帳、施工体系図)
- d 手持工事の状況
- e 当該工事現場とその入札者の事業所、倉庫等との地理的關係
- f 手持資材の状況
- g 資材購入先との関係
- h 手持機械の状況

- i 現場労働者の供給見通し
 - j 適正賃金の確保に係る確認書（契約内容の確認）
 - k 建設副産物の搬出地
- (5) 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の規定が適用される工事その他の数値的失格基準を採用しない工事については、6の調査のうち、6（2）から6（4）アまでの調査は行わず、6（1）及び6（4）イの調査のみ行う。
- (6) 事後審査の実施
- 堺市建設工事等に係る一般競争入札の実施に関する要綱第8条第1項ただし書に規定する事後審査（以下単に「事後審査」という。）は、次に掲げるいずれかの基準を満たすもの（以下「落札候補者」という。）について実施する。
- ア 一次調査において数値的失格基準を満たした低入札価格調査対象者で、詳細調査において失格となることが確実でないもの
- イ 数値的失格基準を採用しない工事において、堺市建設工事等に係る競争入札等事務取扱要綱第7条第3項の無効要件に該当しない低入札価格調査対象者

7 調査の結果報告

工事担当課長は、低入札価格調査対象者の価格により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるか否かを決定するものとする。この場合において、工事担当課長は、当該決定内容を記載した低入札価格調査結果決定報告書（様式第10号）により契約担当課長に報告するものとする。ただし、6（4）アの規定により落札者とし不在旨の決定を行う場合にあっては、報告を要しないものとする。

なお、適合した履行がなされないおそれがあると認める判断基準は次のとおりとする。

- (1) 調査資料に不備又は記入漏れがある場合、及び調査資料に整合性がなく、調査を行うことができない場合
- (2) 設計図書の仕様等に適合しない場合
- (3) 労務費の単価が地域別最低賃金を下回っていることが判明した場合
- (4) 案件の内容を踏まえ、調査資料等における施工体制が適切でないと工事担当課長において認める場合

8 適合した履行がなされると認める場合の措置

契約担当課長は、工事担当課長が低入札価格調査対象者により当該契約の内容に適合した履行がなされると認めたときは、直ちに低入札価格調査対象者に対して落札者と決定した旨を通知する。

9 適合した履行がなされないおそれがあると認める場合の措置

- (1) 契約担当課長は、工事担当課長が低入札価格調査対象者により契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めたときは、低入札価格調査対象者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行った他の者のうち、最低の価格をもって入札を行った者（総合評価入札要綱第2条第1号の規定による総合評価落札方式により入札を実施した場合は、最も高い評価値であった者。以下「次順位者」という。）の入札価格が調査基準価格以上の価格であるときは、次順位者を落札者と決定する。
- (2) (1)の場合において、事後審査を実施するときは、次順位者を落札候補者とする。なお、次順位者が2以上ある場合は、所定の手続に従い、くじを引かせて事後審査を行う順位を定める。
- (3) 次順位者の入札価格が調査基準価格を下回っている場合は、5以降の規定の例により落札者の決定を行うものとし、落札者が定まらない場合は以後も同様とする。
- (4) 次順位者以降の者を落札者と決定したときは、当該落札者に対してその旨を通知する。

10 調査に協力しない場合の措置

調査基準価格を下回る入札を行った者が調査に協力しないときは、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるものとする。

なお、調査に協力しない場合とは、低入札価格調査対象者が市の指定した日時までに別表に定める調査資料を提出しないとき、事情聴取調査のために指定した日時及び場所に来庁しなかったときなどで低入札価格調査対象者が調査に必要な行為について市の求めに応じず、そのことについて正当な説明を行わない場合等とする。

11 契約に係る措置

8の規定により低入札価格調査対象者を落札者とした場合における契約については、次の措置をとるものとする。

- (1) 堺市工事技術検査要領（平成25年4月1日施行）に基づく中間技術検査を1回追加で実施することとし、工事担当課長は当該検査に必要な手続を行うものとする。
- (2) 当該工事に係る入札公告で定める技術者の要件と同一の要件を満たす技術者を、当該工事の配置予定技術者とは別に1人以上（当該調査対象者が共同企業体の場合は、代表構成員から1人以上）専任で配置するものとする。
- (3) 工事担当課長は当該工事完了後速やかに、受注者から賃金の支払状況報告書（様式第11号、11-2号）を提出させ、調査資料の内容と相違する場合、ヒアリングを行い、理由等を確認するものとする。
- (4) 規則第30条第1項に規定する契約保証金の額は、契約金額の10分の3以上の額とする。
- (5) 本市との契約に係る工事請負契約書第53条第2項に規定する違約金の額は、契約金額の10分の3に相当する額以上とする。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、平成22年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この要領による改正後の堺市建設工事低入札価格調査実施要領の規定は、平成22年4月1日以後に公告その他契約の申込みの誘引が行われる契約について適用し、同日前に公告その他契約の申込みの誘引が行われた契約で同日以後に締結されるものについては、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、平成23年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この要領による改正後の堺市建設工事低入札価格調査実施要領の規定は、平成23年4月1日以後に公告その他契約の申込みの誘引が行われる契約について適用し、同日前に公告その他契約の申込みの誘引が行われた契約で同日以後に締結されるものについては、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、平成23年10月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この要領による改正後の堺市建設工事低入札価格調査実施要領の規定は、平成23年10月

1 日以後に公告その他契約の申込みの誘引が行われる契約について適用し、同日前に公告その他契約の申込みの誘引が行われた契約で同日以後に締結されるものについては、なお従前の例による。

附 則
(施行期日)

1 この要領は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

(適用区分)

2 この要領による改正後の堺市建設工事低入札価格調査実施要領の規定は、平成 24 年 4 月 1 日以後に公告その他契約の申込みの誘引が行われる契約について適用し、同日前に公告その他契約の申込みの誘引が行われた契約で同日以後に締結されるものについては、なお従前の例による。

附 則
(施行期日)

1 この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

(適用区分)

2 この要領による改正後の堺市建設工事低入札価格調査実施要領の規定は、平成 25 年 4 月 1 日以後に公告その他契約の申込みの誘引が行われる契約について適用し、同日前に公告その他契約の申込みの誘引が行われた契約で同日以後に締結されるものについては、なお従前の例による。

附 則
(施行期日)

1 この要領は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。

(適用区分)

2 この要領による改正後の堺市建設工事低入札価格調査実施要領の規定は、平成 25 年 7 月 1 日以後に公告その他契約の申込みの誘引が行われる契約について適用し、同日前に公告その他契約の申込みの誘引が行われた契約で同日以後に締結されるものについては、なお従前の例による。

附 則
(施行期日)

1 この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(適用区分)

2 この要領による改正後の堺市建設工事低入札価格調査実施要領の規定は、平成 26 年 4 月 1 日以後に公告その他契約の申込みの誘引が行われる契約について適用し、同日前に公告その他契約の申込みの誘引が行われた契約で同日以後に締結されるものについては、なお従前の例による。

附 則
(施行期日)

1 この要領は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

(適用区分)

2 この要領による改正後の堺市建設工事低入札価格調査実施要領の規定は、平成 28 年 1 月 1 日以後に公告その他契約の申込みの誘引が行われる契約について適用し、同日前に公告その他契約の申込みの誘引が行われた契約で同日以後に締結されるものについては、なお従前の例による。

附 則
(施行期日)

1 この要領は、平成 28 年 11 月 1 日から施行する。

(適用区分)

2 この要領による改正後の堺市建設工事低入札価格調査実施要領の規定は、平成 28 年 11 月 1 日以後に公告その他契約の申込みの誘引が行われる契約について適用し、同日前に公告その他契約の申込みの誘引が行われた契約で同日以後に締結されるものについては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成29年6月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この要領による改正後の堺市建設工事低入札価格調査実施要領の規定は、平成29年6月1日以後に公告その他契約の申込みの誘引が行われる契約について適用し、同日前に公告その他契約の申込みの誘引が行われた契約で同日以後に締結されるものについては、なお従前の例による。

附 則

この要領は、令和2年12月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この要領による改正後の堺市建設工事低入札価格調査実施要領の規定は、令和4年4月1日以後に公告その他契約の申込みの誘引が行われる契約について適用し、同日前に公告その他契約の申込みの誘引が行われた契約で同日以後に締結されるものについては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和7年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この要領による改正後の堺市建設工事低入札価格調査実施要領の規定は、令和7年4月1日以後に公告その他契約の申込みの誘引が行われる契約について適用し、同日前に公告その他契約の申込みの誘引が行われた契約で同日以後に締結されるものについては、なお従前の例による。

別表

調 査 資 料	備 考
1 低入札価格調査報告書（様式第1号）（表紙）	
2 その価格により入札した理由（様式第2号）	
3 一般管理費内訳書（様式第3号）	
4 施工体制台帳、施工体系図（自由様式） ※再下請負人通知書含む、添付書類不要	・作成例を参考にすること。 ・契約後に提出される施工体制台帳、施工体系図の内容と相違する場合、内容のヒアリングを行い、理由等を確認します。
5 手持工事の状況（様式第4号）	・現在、堺市内で施工中のすべての工事について記入すること。なお、契約先が本市以外の場合は、契約書の写しを添付すること。 ・工事現場が確認できる図面（当該対象工事の位置も記入）を添付すること。（縮尺は自由） ・従事技術者名欄には、現場代理人、主任技術者等について記入すること。
6 手持資材の状況（様式第5号）	・入札者の手持資材を記載すること。 ・当該工事に関連する資材について記入し、状況写真を添付すること。
7 資材購入先との関係（様式第6号）	・資材購入先及び購入先との関係を備考欄に記載すること。（例）協力会社、同族会社等 ・特に低入札価格の根拠となるものは、記載漏れのないように注意すること。
8 手持機械の状況（様式第7号）	・入札者の手持機械を記載すること。 ・写真、自主検査記録表、自動車検査証の写し等の確認できるものを添付のこと。
9 適正賃金の確保に係る確認書（契約内容の確認）（様式第8号）	
10 現場労働者の供給見通し（様式第8-2号）	
11 建設副産物の搬出地（様式第9号）	
12 当該工事現場との入札者の事業所、倉庫等との地理的關係（自由様式）	・関連位置図
13 代価表、見積書等の積算根拠（自由様式）	・金抜設計書に係るすべての代価表、見積書等を提出すること。
14 質疑への回答書（自由様式）	・質疑がある場合のみ

低入札価格調査報告書

当社が下記工事に関して、入札書に記載した入札金額に対応した積算内容について、以下のとおり報告します。

なお、当該報告書の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

堺 市 長 殿

年 月 日

所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

1. 工 事 名 _____ 工事

2. 開 札 日 _____ 年 月 日

3. 見積担当者氏名 _____

4. 見 積 日 _____ 年 月 日

5. 入札価格決定者氏名 _____

6. 提 出 書 類

- | | |
|---------------------------------|---------------|
| (1) その価格により入札した理由 | (様式第 2 号) |
| (2) 一般管理費内訳書 | (様式第 3 号) |
| (3) 施工体制台帳 | (自由様式) |
| (4) 施工体系図 | (自由様式) |
| (5) 手持工事の状況 | (様式第 4 号) |
| (6) 手持資材の状況 | (様式第 5 号) |
| (7) 資材購入先との関係 | (様式第 6 号) |
| (8) 手持機械の状況 | (様式第 7 号) |
| (9) 適正賃金の確保に係る確認書 (契約内容の確認) | (様式第 8 号) |
| (10) 現場労働者の供給見通し | (様式第 8 - 2 号) |
| (11) 建設副産物の搬出地 | (様式第 9 号) |
| (12) 当該工事現場との入札者の事業所、倉庫等との地理的關係 | (自由様式) |
| (13) 代価表、見積書等の積算根拠 | (自由様式) |
| (14) 質疑への回答書 (質疑がある場合のみ) | (自由様式) |

その価格により入札した理由

(理由)

①

②

③

④

※当該価格で入札した理由を、労務費、手持工事の状況、当該工事現場と事業所・倉庫との関係、手持資材の状況、手持機械の状況、下請会社等の協力等からの面から記載する。なお、当該価格で入札した結果、安全で良質な施工を行うことは当然である。

様式第3号

一般管理費の内訳書

[illegible]

施工体制台帳（作成例）

施工体制台帳（作成例）										
[会社名・事業者ID] _____										
[事業所名・現場ID] _____										
建設業の許可	許可業種	許可番号		許可（更新）年月日						
	工事業	大區 特定 知事 一般	第 号	年 月 日						
	工事業	大區 特定 知事 一般	第 号	年 月 日						
工事名称及び工事内容										
発注者名及び住所										
工期		自 年 月 日	契約日	年 月 日						
契約場所		区分	名称	住所						
		元請契約								
		下請契約								
健康保険等の加入状況	保険加入の有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険				
		加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外					
	事業所整理記号等	区分	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険				
		元請契約								
		下請契約								
発注者の監督員名		権限及び意見申出方法								
監督員名		権限及び意見申出方法								
現場代理人名		権限及び意見申出方法								
監理技術者名 主任技術者名		専任 非専任		資格内容						
監理技術者補佐名				資格内容						
専門技術者名				専門技術者名						
資格内容				資格内容						
担当工事内容				担当工事内容						
一号特定技能外国人の従事状況（有無）		有 無		外国人技能実習生の従事状況（有無）		有 無				

《下請負人に関する事項》							
会社名・事業者ID		代表者名					
住所							
工事名称及び工事内容							
工期	自 年 月 日 至 年 月 日	契約日	年 月 日				
建設業の許可	施工に必要な許可業種	許可番号	許可（更新）年月日				
	工事業	大區 特定 知事 一般 第 号	年 月 日				
	工事業	大區 特定 知事 一般 第 号	年 月 日				
健康保険等の加入状況	保険加入の有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外			
	事業所整理記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険		
現場代理人名				安全衛生責任者名			
権限及び意見申出方法				安全衛生推進者名			
主任技術者名		専任 非専任		雇用管理責任者名			
資格内容				専門技術者名			
				資格内容			
				担当工事内容			
一号特定技能外国人の従事状況（有無）		有 無		外国人技能実習生の従事状況（有無）		有 無	

※作成例の項目を満たしていれば、様式は問いません。
※契約日、工期については、空欄で構いません。

施工体系図（作成例）

[illegible]

※作成例の項目を満たしていれば、様式は問いません。

※工期については、空欄で構いません。

様式第 4 号

手持工事の状況

発注元	工 事 名	工 期	金 額	工事場所	従事技術者名

※工事現場が確認できる図面（当該対象工事の位置も記入）を添付すること。（縮尺は自由）

手持資材の状況

品名	規格・寸法	設計数量	手持数量	単価	金額

※状況写真を添付のこと。

資材購入先との関係

品 名	規格等	購 入 先	決済方法	備 考

※備考欄に入札者との関係を記入すること。(例) 協力会社、同族会社等

手持機械の状況

機 械 名 称	能 力	台 数	メ ー カ ー

※写真、自主検査記録表、自動車検査証の写し等の確認できるものを添付すること。

年 月 日

堺市長 殿

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

適正賃金の確保に係る確認書（契約内容の確認）

下記の工事について、当社が落札決定を受けた場合は、労働関係法令等を遵守するとともに、次の内容について誠実に履行すること及び工事請負契約の契約内容とすることを確認します。

記

工 事 名	
-------	--

（適正賃金の確保に向けた取組み）

- ・当社は、適正な労働環境の確保に努めるとともに、様式第8－2号のとおり従事労働者に適正な賃金（以下「適正賃金」という。）を支払います。
- ・一次下請負人等との契約に当たっては、適正賃金について十分に説明を行い、適正賃金支払の確保及び貴市の調査に協力することについての相手方の承諾を得ることを条件に下請契約を締結します。
- ・すべての従事労働者に適正賃金の支払がなされるように、上記承諾を条件に、再下請契約を締結することを、下請負人等に指導します。

（従事労働者の申し出があった場合）

- ・従事労働者（下請負人等に雇用されている場合も含む。）から、適正賃金の不払いについて申し出があった場合は、当社の責任において、当該労働者の賃金報告書を貴市に提出します。また、当該労働者が当該申し出をしたことを理由に、解雇、請負契約の解除その他不利益な取扱いはい行いません。
- ・貴市が、適正賃金の支払確認のために調査を行う場合は、下請負人等への指導も含め、全面的に協力します。
- ・貴市が、労働基準監督署等の監督官庁に通報を行っても異議はありません。

（発注者の解除権の特則）

- ・当社が、従事労働者への適正賃金の支払い、下請負人等への指導、賃金報告書の提出を行わなかった場合に、貴市が、受注者の責めによる債務不履行として当該工事請負契約を解除したとしても、異議はありません。

（社会保険の加入に関する下請指導）

- ・労働環境の改善及び事業者間の公平で健全な競争環境を構築するために、「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」に基づく下請負人等への指導を一層徹底するとともに、下請契約に当たって、標準見積書の活用等により法定福利費を内訳明示した見積書を提出するよう働きかけます。

※「適正賃金」は、当該労働者の経験、技術力、労働市場における需給状況、同一地域及び同一職種における一般的な賃金等を含め、総合的に勘案する。この際、最も信頼できる基準額として、国土交通省が定める公共工事設計労務単価を参考とする。

※「従事労働者」とは、公共工事設計労務単価に掲げる職種に係る現場労働者をいう。

※「下請負人等」とは、公共工事設計労務単価に掲げる職種に係る現場労働者を雇用するすべての事業者をいう。

現場労働者の供給見通し

1. 元請施工

工 種	職 種	単価 (A)	員数 (日数) (B)	合計額 (A) × (B)
			合 計 (C)	

2. 下請施工

工 種	職 種	単価 (A)	員数 (日数) (B)	合計額 (A) × (B)	下請会社名
			合 計 (D)		

労務費合計額 (円) (C) + (D)	
-------------------------	--

※従事労働者に支払う賃金の内容を記入すること。下請施工の場合で、単価、員数（日数）が不明の時は、「合計額（A）×（B）」のみ記入してください。

※下請施工欄には二次以下も含めてすべての下請会社を記載すること。

様式第 9 号

建設副産物の搬出地

建設副産物	予定数量		受入予定箇所	受入価格
	単位	数量		

※当該工事で発生する、すべての建設副産物（コンクリート塊、アスファルト塊、木材、建設汚泥、混合廃棄物、建設発生土等）について記入して下さい。

第 年 月 日

契 約 課 長 様

課 長

低入札価格調査結果決定報告書

下記工事について、堺市建設工事等に係る競争入札等事務取扱要綱第 11 条第 1 項に基づく低入札価格調査を実施した結果、次のとおり決定したので報告します。

工 事 名	
調 査 日	年 月 日
調査対象者	
決定内容	

様式第 1 1 号

賃金の支払状況報告書

年 月 日

堺 市 長 殿

所 在 地

商 号 又 は 名 称

代 表 者 職 氏 名

当社が下記工事に関して、先に提出した施工体制台帳添付の下請業者との契約書のとおり、
下請代金の支払が完了したことを報告します。

また、確認した賃金の支払状況の内容について、様式第 1 1 - 2 号のとおり報告します。

なお、当該報告書の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

工 事 名	
-------	--

様式第 1 1 - 2 号

1. 元請施工

工 種	職 種	単価 (A)	員数 (日数) (B)	合計額 (A) × (B)
			合 計 (C)	

2. 下請施工

工 種	職 種	単価 (A)	員数 (日数) (B)	合計額 (A) × (B)	下請会社名
			合 計 (D)		

労務費合計額 (円) (C) + (D)	
-------------------------	--

※従事労働者に支払う賃金の内容を記入すること。下請施工の場合で、単価、員数（日数）が不明の時は、「合計額（A）×（B）」のみ記入してください。

※下請施工欄には二次以下も含めてすべての下請会社を記載すること。